

保 健 福 祉 局

【 代 表 課 】

健康増進課 048 - 829 - 1293 (直通電話番号)

(各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。)

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性				提出調書				担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	方向 性			見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3			
1	(歳入)高等看護学院授業料		14,979					1							1	本学院学生の授業料。月額 市内生は、11,400円 市外生は、17,100円	近隣の自治体及び政令指定都市の看護師養成施設の授業料の調査では、据え置きやむしろ引き下げた養成所もあったことが判明した。少子化・保健医療福祉系の大学が増加する中、受験者の応募状況が増加・維持状況にあるのは、学生の諸経費負担が抑えられていることと国家試験合格率高いことにある。卒業生は市内病院施設へ70～80%就職しており地域医療の貢献充実に成果を上げている。今年度も近隣の調査や学生への志望理由等アンケートを行いその結果について据え置か検討する。	0.1	0.0	0.0	1					高等看護学院	オ-4
2	(歳入)高等看護学院入学料		1,490					1						1	本学院学生入学時における入学金。(入学に伴って必要な諸経費等) 市内生は、7,000円 市外生は、90,000円	入学料は従来市立高等学校の改正後2年遅れで、市立高等学校に準じて改正を行ってきた。平成21年度、近隣の公立学校の状況や学生応募状況など総合的に検討した結果、据え置くこととした。少子化・保健医療福祉系の大学が増加する中、受験者の応募状況が増加・維持状況にあるのは、学生の諸経費負担が抑えられていることと国家試験合格率高いことにある。卒業生は市内病院施設へ70～80%就職しており地域医療の貢献充実に成果を上げている。今年度も近隣の調査や学生への志望理由等アンケートを行いその結果について据え置か検討する。	0.1	0.0	0.0	1					高等看護学院	オ-4	
3	(歳入)高等看護学院入学選考手数料		495					1						1	本学院入学選考に関する手数料。(試験問題作成等諸経費) 3,300円	入学選考料は従来市立高等学校の改正後2年遅れで、市立高等学校に準じて改正を行ってきた。平成21年度、近隣の公立学校の状況や学生応募状況など総合的に検討した結果、据え置くこととした。少子化・保健医療福祉系の大学が増加する中、受験者の応募状況が増加・維持状況にあるのは、学生の諸経費負担が抑えられていることと国家試験合格率高いことにある。卒業生は市内病院施設へ70～80%就職しており地域医療の貢献充実に成果を上げている。今年度も近隣の調査や学生への志望理由等アンケートを行いその結果について据え置か検討する。	0.1	0.0	0.0	1					高等看護学院	オ-4	
4	(歳入)斎場使用料		145,065		1									1	遺族に対して、葬礼に相応しい厳粛かつ、しめやかに行える火葬場及び葬祭場の管理運営を目的とし、火葬及び葬儀に支障がないよう施設の適正な管理を実施する。さいたま市斎場及び火葬場条例第9条で標準的な料金が定められている。	本斎場場は火葬場と一体利用ができる便益があるため事業継続するが、利用料金を見直すことで歳入を確保することは可能である。	7.0	0.5		1	1			浦和斎場管理事務所	オ-4		
5	(歳入)行政財産使用料		254										1	1	売店及び電柱設置場所の貸付。さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条で標準的な料金が定められている。	行政財産の目的を妨げない範囲内での貸し付けであるため継続する。	7.0	0.5		1	1			浦和斎場管理事務所	カ-3		
6	(歳入)墓地使用料	思い出の里市営霊園墓地、諏訪入墓地、諏訪入第2墓地、善前墓地、青山苑墓地	194,275											2	墓地公募により決定した利用者に対し、墓地の利用に対して、「さいたま市墓地及び納骨堂条例」等に基づき使用料を徴するもの。	墓地の利用に際し、利用者に応分の負担を求めため徴しており、使用料の納付を条件として利用許可を与えているので収入未済や不納欠損はない。	3.0	1.0	0.5	1					思い出の里市営霊園事務所	オ-3	
7	(歳入)墓地管理料	思い出の里市営霊園墓地、諏訪入墓地、諏訪入第2墓地、善前墓地、青山苑墓地	100,537		1									2	墓地の利用者に対して、「さいたま市墓地及び納骨堂条例」等に基づき管理料を徴するもの。利用許可者の所在不明などにより収入未済や不納欠損が生じている。	祭祀財産である特殊性から、来園時などに未納者と接触を図り直接請求を行うことや文書催告等を行い受益者負担の確保に努めていく。	2.0	1.0	0.5	1					思い出の里市営霊園事務所	カ-1	
8	(歳入)納骨堂使用料	思い出の里市営霊園納骨堂、青山苑納骨堂	8,388		1									2	納骨堂の利用者に対して、「さいたま市墓地及び納骨堂条例」等に基づき管理料を徴するもの。利用許可者の所在不明などにより収入未済や不納欠損が生じている。	納骨堂である特殊性から、来園時などに未納者と接触を図り直接請求を行うことや文書催告等を行い受益者負担の確保に努めていく。	0.5	0.5	0.5	1					思い出の里市営霊園事務所	カ-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3	
9	(歳入)斎場使用料	思い出の里会館	39,578											2	斎場の利用者に対して、「さいたま市斎場及び火葬場条例」等に基づき斎場使用料を徴するもの。		斎場利用者の受益者負担の確保により今後も応分の負担を求めていく。	1.0	1.0		1				思い出の里市営霊園事務所	オ-4		
10	(歳入)行政財産使用料	思い出の里市営霊園	994											1	思い出の里霊園建物内及び敷地内に葬送の儀礼等の来園者に対するサービスの向上のため生花等の販売のために使用許可を与え使用料を徴するもの、また、電力及び電信事業者から支柱等の使用料を徴するもの。		行政財産の目的外利用として利用者には、受益者負担の確保により今後も応分の負担を求めていく。	0.5			1				思い出の里市営霊園事務所	カ-3		
11	(歳入)納骨堂使用料	ひかり会館 納骨堂使用料	2,020											2	市の葬祭施設の利用度が高い中、市民の方が安心して利用できる葬祭場及び納骨堂の施設の適正な維持管理を行う。 ・申請者死亡、行方不明、市外転出等により、収入未済及び不納欠損が生じている。 ・さいたま市墓地及び納骨堂条例第21条で使用料が定められている。		未納者に対しては、住所調査、督促・催告状の送付、戸別訪問、電話催告等を今後も実施する。	2.0	0.3	0.0	1				思い出の里市営霊園事務所	カ-1		
12	(歳入)斎場使用料	ひかり会館 斎場使用料	8,007											2	市の葬祭施設の利用度が高い中、市民の方が安心して利用できる葬祭場及び納骨堂の施設の適正な維持管理を行う。 ・さいたま市斎場及び火葬場条例で使用料が定められている。		登録葬祭業者による、葬祭電話予約案内システムによる葬儀等の日程予約時に使用料の金額が確定している。また、さいたま市斎場及び火葬場条例施行規則第4条の規定により、斎場使用時に使用料の納付を求めているため、収入未済はない。	2.0	0.3	0.0	1				思い出の里市営霊園事務所	オ-4		
13	(歳入)火葬場使用料		63,997	C										2	人体火葬業務、小動物火葬業務及び施設管理業務。		平成22年中に火葬に要するコストを精査するとともに、関東地方の指定都市の火葬場使用料水準も勘案して適正な火葬場使用料を検討し、平成22年度中の条例改正、平成23年4月からの新火葬場使用料の適用を目指す。	3.0	2.0		1				大宮聖苑管理事務所	オ-4		
14	(歳入)行政財産使用料		864	C										1	5	大宮聖苑内売店の施設一時使用料。		行政財産の目的外使用として、使用者には受益者負担の確保により、今後も応分の負担を求めます。	3.0	2.0		1				大宮聖苑管理事務所	カ-3	
15	(歳入)食肉衛生検査所事務手数料		31,567	A										1	1	(1)さいたま市と畜場でとさつされる家畜のと畜検査を実施、疾病や異常を排除して安全で衛生的な食肉が供給されるようにする。 (2)と畜場、市場内及び食鳥処理場の巡回指導を実施して作業手順等の衛生面での監視指導を行う。 (3)TSE検査及び精密検査(病理・細菌・理化学)を行い疾病診断を行う。 (4)抗生物質等食肉中の残留物質等についてモニタリング調査を行う。		と畜検査はと畜場法第14条の規定による義務的業務であり、食肉による危害発生を防止するため必要不可欠な業務として今後も継続して行う必要がある。	14.9		2.3	1					食肉衛生検査所	オ-4
16	(歳入)こころの健康センター使用料		5											1	1	健康保険法第76条第2項の規定により、厚生労働大臣が定める療養に関する費用の額の算定方法を基準として、診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表により算定した額とする。		健康保険法第76条第2項の規定により、厚生労働大臣が定める療養に関する費用の額の算定方法を基準として、診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表により算定した額であり、特に見直しの必要なし。	19.0			1				こころの健康センター	ク-1	
17	(歳入)こころの健康センター手数料		1											1	1	さいたま市こころの健康センター条例第3条・条例施行規則第2条 診断書1通につき1,490円 証明書1通につき1,050円		関東指定都市と比較し、さいたま市こころの健康センター条例第3条・条例施行規則第2条で規定されている手数料が妥当であると判断した。	19.0			1				こころの健康センター	ク-1	
18	(歳入)行政財産使用料	行政財産使用料【電柱】	8											1	1	動物愛護ふれあいセンター敷地内に設置されている電柱及び支線に関して、行政財産の使用にあたることから、さいたま市行政財産の使用料に関する条例に基づきその使用料を徴収しています。使用料:電柱1本2,900円(3本)+支線120円。		今後も時勢等により使用料水準を考慮しつつ、歳入確保に努めます。	0.0	0.0	0.0	1	1			動物愛護ふれあいセンター	カ-3	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
19	(歳入)動物愛護ふれあいセンター事務手数料	犬・ねこの引取手数料	360									1	1	犬またはねこを、その所有者の求めに応じて、動物愛護ふれあいセンターを指定持込場所として引き取るものです。(動物の愛護及び管理に関する法律第35条の規定) 手数料:生後91日以降の犬・ねこ=1頭2,000円、生後91日未満の犬・ねこ=10頭あたり2,000円。		民間委託に適さないという判断から、引き続き職員による取扱とすることが妥当と考えます。また、他指定都市との水準比較、及び埼玉県の手数料設定の均衡が図れており、現状水準を継続することが適切と判断します。	1.0	0.0	0.0	1				動物愛護ふれあいセンター	ク-1	
20	(歳入)動物愛護ふれあいセンター事務手数料	収容動物の返還費用・飼養管理費	430									1	1	所有者不明の為に収容した(動物の愛護及び管理に関する法律第35条第2項)犬またはねこ、及び負傷動物として収容した(動物の愛護及び管理に関する法律第36条第2項)動物を、その所有者に返還するものです。 手数料:収容動物の返還費用=1頭につき3,500円、収容動物の飼養管理費=1日につき500円。		他指定都市との水準比較、職員実施による効率性、相応の受益者負担がなされていると判断し、現状維持とすべきと考えます。	1.0	0.0	0.0	1				動物愛護ふれあいセンター	ク-1	
21	(歳入)動物愛護ふれあいセンター事務手数料	動物取扱業登録申請手数料	336									1	1	ペットショップ等の業を開始するにあたり、動物取扱業の登録申請を受けるものです。申請受理後、動物取扱施設等の現場確認を行い、登録を行います。手数料:新規登録時16,000円(同時に複数業種の申請を行う場合、2業種目以降は1業種につき8,000円)		他指定都市との水準比較、職員実施による効率性、相応の受益者負担がなされていると判断し、現状維持とすべきと考えます。	1.5	0.0	0.0	1				動物愛護ふれあいセンター	ク-1	
22	(歳入)動物愛護ふれあいセンター事務手数料	特定動物飼養・保管許可申請手数料	16									1	1	サル、ワニ、カミツキガメなど、動物の愛護及び管理に関する法律施行令で定める特定動物を飼養・保管するにあたり、その許可申請を受けるものです。申請受理後、飼養施設などを現場確認し、許可を行います。手数料:新規許可申請時=16,000円(同時に複数動物種の許可申請を行う場合、1動物種につき8,000円)。		他指定都市との水準比較、職員実施による効率性、相応の受益者負担がなされていると判断し、現状維持とすべきと考えます。	0.4	0.0	0.0	1				動物愛護ふれあいセンター	ク-1	
23	(歳入)動物愛護ふれあいセンター事務手数料	動物飼養(収容)許可申請手数料	8									1	1	さいたま市化製場等に関する法律施行細則に定める区域内で、犬(10頭以上)・馬・牛などの動物(化製場等に関する法律施行令第1条)を飼養・収容するにあたり、その許可申請を受けるものです。申請受理後、飼養・収容施設の現場確認を行い、許可を行います。手数料:8,000円。		他指定都市との水準比較、職員実施による効率性、相応の受益者負担がなされていると判断し、現状維持とすべきと考えます。	0.1	0.0	0.0	1				動物愛護ふれあいセンター	ク-1	
24	(歳入)動物愛護ふれあいセンター事務手数料	動物取扱責任者講習受講料	750									1	1	登録を受けた動物取扱業者が選任する動物取扱責任者に対し、動物取扱責任者の業務に必要な知識や能力に関する研修を実施し、受講させるものです。手数料:1人1回3,000円。		当該研修に関しては動物取扱業者は研修を受ける自治体を自由に選択できますが、本市に登録のある業者の大多数は本市の実施する研修に参加しています。他指定都市の水準よりも高い手数料ですが、他自治体に流出する恐れも低いと考えます。一方、法令では毎年この研修を実施することと定めており、本市においては平成21年度は外部講師に講演依頼しており、研修内容のバリエーション維持を考えれば、今後の講師報償が現状以上に必要となる見込みもあり、手数料は現水準を維持すべきと考えます。	2.0	0.0	0.0	1				動物愛護ふれあいセンター	ク-1	
25	(歳入)動物愛護ふれあいセンター事務手数料	犬の鑑札再交付手数料	240									1	1	狂犬病予防法に定める、犬の鑑札再交付申請を受理するものです。		他指定都市との水準比較、職員実施による効率性、相応の受益者負担がなされていると判断し、現状維持とすべきと考えます。	0.5	0.0	0.0	1				動物愛護ふれあいセンター	ク-1	
26	(歳入)動物愛護ふれあいセンター事務手数料	狂犬病予防注射済票再交付手数料	1									1	1	狂犬病予防法に定める、狂犬病予防注射済票再交付申請を受理するものです。		他指定都市との水準比較、職員実施による効率性、相応の受益者負担がなされていると判断し、現状維持とすべきと考えます。	0.0	0.0	0.0	1				動物愛護ふれあいセンター	ク-1	
27	(歳入)動物愛護ふれあいセンター事務手数料(犬登録)	犬の登録手数料	15,600									1	1	狂犬病予防法に定める、犬の登録申請を受理するものです。手数料:1件3,000円。		他指定都市との水準比較、職員実施による効率性、相応の受益者負担がなされていると判断し、現状維持とすべきと考えます。	1.0	0.0	0.0	1				動物愛護ふれあいセンター	ク-1	
28	(歳入)動物愛護ふれあいセンター事務手数料(予防注射)	狂犬病予防注射済票交付手数料	20,130									1	1	狂犬病予防法に定める、狂犬病予防注射済票交付申請を受理するものです。		他指定都市との水準比較、職員実施による効率性、相応の受益者負担がなされていると判断し、現状維持とすべきと考えます。	3.0	0.0	0.0	1				動物愛護ふれあいセンター	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2
29	(歳入)保健所事務手数料	(歳入)病院、診療所開設許可等手数料	2,306					1					1	病院を開設するとき、医師又は歯科医師個人でない者が診療所を開設するとき及び助産師個人でない者が助産所を開設するとき、保健所の許可を受けるための事務手数料等		関東地方の指定都市の手数料水準を勘案しても、同程度の 手数料額であり妥当と考える。	0.5				1				保健総務課	ク-1
30	(歳入)行政財産使用料		3,621										1	保健所内の事務所貸出、電柱使用料、及び、中央・浦和・岩槻各区保健センター内の事務所貸出の使用料である。 事務所については、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条で使用料の算出根拠が定められ、また、電柱については、さいたま市道路占用料徴収条例第3条で料金が定められている。		この使用料は、さいたま市行政財産の使用料に関する条例、及びさいたま市道路占用料徴収条例に基づき徴収している。	0.5	0.0	0.0		1			保健総務課	カ-3	
31	(歳入)保健所手数料		1,949										1	感染症及び細菌検査等の検査料及び証明書等の文書料。		検査項目の検便検査については、近隣で実施している検査機関があり、料金も安く、市民に有利な条件が多い。しかし、受検者の多くは検査結果を保健所内の他課に添付書類として提出するため検査需要はあり、検査継続にあたっては慎重な見直しが必要。	0.1				1		保健総務課 疾病予防対策課	ク-1		
32	(歳入)その他雑入(義務的経費)	未熟児養育医療費自己負担分徴収	0		1								1	養育医療制度の扶養義務者に生じる自己負担金の徴収(平成20年4月診療分以降は、子育て支援医療費助成制度により所得制限の廃止、就学前無料化で養育医療申請者全員を対象になることから、全額公費負担とした)		今後も債権回収対策課の指導の下、電話等により督促事務を実施し、未折衝事業を極力減らすよう努める。	0.1				1		保健総務課 疾病予防対策課	オ-1		
33	(歳入)その他雑入(義務的経費)	療育医療自己負担分徴収	0		1								1	療育医療制度の扶養義務者に生じる自己負担金		今後も債権回収対策課の指導の下、電話等の督促事務を実施する。	0.1				1		保健総務課 疾病予防対策課	オ-1		
34	(歳入)保健所事務手数料	保健所衛生手数料	47,858										1	営業許可申請に係る申請手数料		現在のところ手数料条例の見直しは考えていない。現状は埼玉県と川越市と同一としており、改定の際は同一とする。	0.5				1		保健総務課 食品衛生課	ク-1		
35	(歳入)保健所事務手数料	環境関係営業等許可手数料	4,178		1								1	市内の環境衛生関係施設の許認可調査、台帳管理を行うとともに、環境衛生関係施設に対して監視指導を行い、法の遵守状況を確認する。住環境等における市民からの相談に対して、情報提供等を通じて市民の要求に対応する。国立保健医療科学院が実施する研修ほか外部研修に職員を派遣する。		埼玉県、他の政令市の手数料水準を勘案した適正水準の手数料を受業者負担の原則にのっとり徴収し、歳入の確保に努める。	0.5				1		保健総務課 環境薬事課	ク-1		
36	(歳入)保健所事務手数料	薬事衛生営業等許可手数料	16,002		1								1	市内の薬局、医薬品等販売業者及び毒物劇物販売業者並びに温泉利用者に対して、法に基づく許可又は登録に係る調査・台帳維持管理を行うとともに、これらの施設に対して監視指導を実施し、法の遵守の徹底を図る。また、家庭用品については、流通品の試買調査を実施し、基準不適合品を市中から排除する。		埼玉県、他の政令市の手数料水準を勘案した適正水準の手数料を受業者負担の原則にのっとり徴収し、歳入の確保に努める。	0.5				1		保健総務課 環境薬事課	ク-1		
37	(歳入)保健所試験検査手数料		3,819		1								1	家庭用の飲用水やプール水等の水質検査の受付を実施し、検査結果について助言・指導を実施する。		同様の業務を民間でも行っているが、市民からのニーズがあることから民業を圧迫しない範囲で事務を実施し歳入の確保に努める。	0.5				1		保健総務課 環境薬事課	ク-1		
38	(歳入)行政財産使用料	行政財産使用料	16										1	大宮ふれあい福祉センター敷地内の行政財産の目的外使用に係る使用料		さいたま市道路専用料徴収条例第3条等で定められた占用料であり、かつ、許可団体も3者で収入未済が無いことから引き続き継続とする。					1		福祉総務課	カ-3		

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2
39	(歳入) 緊急生活資金貸付 金元利収入	緊急生活資金貸付金元利収 入	60									1	旧大宮市で行っていた緊急生活資金貸付金の元利収入		引き続き催告状の送付を行い、早期収納に努める。					1				福祉総務課	カ-1
40	(歳入) 愛の泉貸付金元金 収入	愛の泉貸付金元金収入	120									1	旧岩槻市で行っていた生活資金貸付金の元金収入		引き続き催告状の送付を行い、早期収納に努める。					1				福祉総務課	カ-1
41	(歳入) その他雑入	(歳入) その他雑入	300,000									1	収入の過少申告や未申告による扶助費の不当受給を返還、徴収するものです。 資力の乏しい債権者(被保護者)が対象であり、また、死亡や失踪により回収が困難となり、未済が生じたものです。		・ケースワーカーによる被保護者の実態把握を徹底し、返還金等の発生を未然防止に努める。 ・形式的な催告書等の送付ではなく、計画的な催告や納付指導を行い、債権の保全に努める。また、債務意識の薄い債権者に対し、再度分納折衝を行うなど、返済計画の見直しを行う。					1				福祉総務課	カ-1
42	(歳入) 老人ホーム入所・保護 者負担金	老人ホーム入所者負担金	86,856									1	老人措置事業に係る措置に要する費用について、被措置者本人又はその扶養義務者から負担能力に応じて、費用の全部または一部を徴収する。		未納者は少数であるが、家族関係の不和などの要因もあって扶養されていない低所得の高齢者を福祉的見地から入所措置する事業であるため、制度上は費用負担を賦課しても実質は本人も家族も支払い困難な事例がある。このため、今後も所定の手続きを丹念に従来どおり実施する。	1.0				1			高齢福祉課	カ-1	
43	(歳入) 行政財産使用料	(老人福祉センター管理運営 分)	175									1	電柱、自販機等の行政財産目的外使用料 さいたま市道路占用料徴収条例第3条で占用料が定められている。		行政財産目的外使用を許可しているのは数社のみであり、収入未済もなく、継続とする。	0.1				1			高齢福祉課	カ-3	
44	(歳入) 行政財産使用料	高齢者生きがい活動センター (シルバー人材センター事業 分)	590									1	電柱、自販機等の行政財産目的外使用料および指定管理者事務所スペース使用料 さいたま市道路占用料徴収条例第3条で占用料が定められている。		未納はなく、特段の検討事項はない。	0.1				1			高齢福祉課	カ-3	
45	介護保険事業特別会計(歳 入)	介護保険事業特別会計(歳 入)										1	介護保険事業の運営に充てるための収入で、第1号被保険者保険料・支払基金交付金・国庫支出金・県支出金・繰入金・繰越金・財産収入・諸収入で構成される。また、本市の第1号被保険者保険料の月額保険料は3,916円である。		法律により義務付けられた介護保険事業の収入であり、その財源となる負担割合は厳格に定められているが、第1号被保険者保険料については、引き続き収納対策に努めていく。						1			介護保険課	オ-1
46	(歳入) 知的障害者施設入所 保護者負担金		0									1	平成14年度までの措置制度による知的障害者援護施設への入所措置に係る本人及び保護者の負担金の滞納繰越分である。		平成21年3月31日付けで、一括して不納欠損処理とした。	0.1				1			障害福祉課	キ-1	
47	(歳入) 行政財産使用料		13									1	日進職業センター、春光園、大崎むつみの里等の市立障害者施設の敷地内に敷設されている電柱等に係る土地使用料である。		さいたま市財産規則・さいたま市行政財産の使用料に関する条例・さいたま市道路占用料徴収条例に基づいたものである。	0.1				1			障害福祉課	カ-3	
48	(歳入) 難病患者等ホームヘル パー派遣手数料		10									1	障害者に対するホームヘルパー派遣手数料及びそれに係る滞納繰越分である。		精神ホームヘルプについては平成21年度に完納。身障ホームヘルパー派遣手数料については必要に応じ分納等を検討し対応する。	0.1				1			障害福祉課	オ-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3	
49	(歳入)心身障害者扶養共済 収入		81,360			1								1	心身障害者扶養共済事業の運営経費として、独立行政法人福祉医療機構から支払われる年金給付保険金、弔慰金給付保険金及び脱退一時金給付保険並びに加入者掛金収入である。		滞納者の実態は把握しており、未済額については今後も書面による督促や臨戸訪問等を行い対応していく。	0.1				1				障害福祉課	オ-1
50	(歳入)(心身障害者手当返戻 金等)		0			1								1	心身障害者福祉手当等において、手当が遡及して支給停止あるいは資格喪失となった過払い金の返金分である。		過誤払いが生じないよう、引き続き精査しながら事務を行っていく。所得申告の遡及など発生が予期できないものについては周知していく。	0.1				1				障害福祉課	オ-1
51	(歳入)(エイム不正請求返還 加算金)		0			1								1	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供していた有限会社エイムが不正請求を行っていることが、実地指導により発覚した。その不正請求の返還を平成21年3月に求めたが、12市町にまたがる不正請求であったため、返還額が高額となり事業所の返還能力を超えており、収入未済となっている。		第三者破産の手続きが開始されているため、その推移を見守る。	0.1				1			障害福祉課	カ-1	
52	(歳入)心身障害者医療給付 費高額療養費返還金		385,171			1								1	心身障害者医療費支給事業において、助成の対象となる保険診療一部負担金に高額療養費が含まれていた場合、その部分については助成の対象とならないため、保険者又は受給者よりその額について返還を求めるもの。		個人の未納者の納期限ごとに収納状況を確認し、未納者に対し電話連絡による納付スケジュールの相談を行うなどの対応により平成22年度中の完納を目指す。	3.5		0.2		1			年金医療課	カ-1	
53	(歳入)子育て支援医療給付 費高額療養費返還金		16,423			1								1	子育て支援医療費助成事業において、助成の対象となる保険診療一部負担金に高額療養費が含まれていた場合、その部分については助成の対象とならないため、保険者又は受給者よりその額について返還を求めるもの。		個人の未納者の納期限ごとに収納状況を確認し、未納者に対し電話連絡による納付スケジュールの相談を行うなどの対応により平成22年度中の完納を目指す。	3.5		0.2		1			年金医療課	カ-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)			(5)	(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3
54	地域保健推進事業(健康増進課)	地域保健推進事業(健康増進課)	4,093	C									1	2	保健衛生事業を推進することにより、市民の健康保持及び増進を図り、衛生的で安全な生活環境を確保することを目的として、大都市衛生主管局長会議の運営やその他の保健衛生会議負担金の支払、保健衛生に関する書籍や事務用品の購入、大宮医師会館(旧北区役所保健センター)の維持管理及び大宮医師会への貸付業務を行う。	ク	本事業については、市民の健康保持及び増進を図り、衛生的で安全な生活環境を確保することを目的として実施しているものであり、市の責務であるといえる。 主な使途である大宮医師会館の維持管理については、市の普通財産を公共的な団体である(社)大宮医師会に有償で貸し付けているものであり、その維持管理(修繕、電波共聴設備)に要する経費は財産管理として必要不可欠なものである。	3.9	0.0	0.0	1		1			健康増進課	ク-1	
55	地域医療推進事業(健康増進課)	地域医療推進事業(健康増進課)	39,782	C				1						4	保健衛生・地域医療の向上を図るため、さいたま地域保健医療協議会の運営、歯科医師会・薬剤師会への運営費補助、医師会立看護専門学校・歯科医師会立歯科衛生士専門学校への運営費補助を行う。	オ	看護師や歯科衛生士を養成・確保することは、市民生活の安心・安全に重要な役割を担うものであり、看護専門学校等への補助は必要不可欠なものであるといえる。 医師会等の運営補助金については、公金の適正支出の観点から医師会への補助金を廃止(平成22年度より)、適正な事業支出等への見直しを図ったところであるが、今後、歯科医師会、薬剤師会への団体運営費補助金についても、事業費支出等への転換を図る。	0.3	0.0	0.0	1		1			健康増進課	オ-8	
56	精神保健福祉事業(健康増進課)	精神保健福祉事業	23,547	A									1	2	精神保健の向上を図るため、精神科救急医療体制整備事業、精神科病院等実地指導・措置入院患者等実地審査、精神保健福祉審議会・精神医療検討会の開催等を通じ、精神障害者に対する必要な医療や保護の体制を整備する。また、精神保健の観点から、さいたま市自殺対策推進計画に基づき、自殺対策を推進することを目的として、協議会・検討会・担当者会議の開催、自殺対策に関する普及・啓発により、安心して暮らせる地域社会の実現を図る。	ク	本事業は、精神障害者に対する必要な医療や保護の体制を整備し、精神保健の向上を図るとともに、市民一人ひとりがともに支えあい、安心して暮らせる地域社会の実現を目指しており、市の責務であるといえる。特に主な使途として掲げている精神科救急医療体制整備事業については、県と共同で緊急に外来診療又は入院治療を要する者等のため、民間の精神科医療機関と連携した診療・入院体制を整備するとともに、24時間体制で相談に応じる精神科救急情報センターを運営するための経費であり、必要不可欠なものである。	2.3	0.0	0.0	1		1			健康増進課	ク-1	
57	健康づくり事業(健康増進課)	健康づくり事業	3,905	B									1	2	すべての市民が健やかで、心豊かに生活できる活力ある社会にするため、壮年期(働き盛り)の死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現のため、ヘルスプラン21を策定し、7つの基本項目(栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、健康管理)の目標に沿った啓発事業等を実施。	カ	本事業は、すべての市民が健やかで、心豊かに生活できる活力ある社会にするため、壮年期(働き盛り)の死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現するための事業であり、しあわせ倍增プラン2009にも掲げ、市政運営の優先取組事項の一つとして位置付けている。今後、継続的に進める身近な健康づくり(ウォーキングなど)の普及啓発など、当該事業の充実を図る。なお、平成24年度には、市民の健康増進に関する基本計画であるヘルスプラン21について、これまでの事業評価と新たな計画の策定を予定している。	2.8	0.0	0.0	1		1			健康増進課	ク-1	
58	食育推進事業	食育推進事業	3,747	C									1	1	さいたま市食育推進計画に基づき、食育推進協議会及び担当者会議の開催、食育に関する普及・啓発、及びポータルサイト「食育ナビ」の管理運営により、市民の食に対する意識の向上を図るとともに、心身の健康の増進を図る。	ク	地方公共団体は、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、地域の特性を生かした自主的な施策を策定、実施する責務を有している。本市では、食育を通して市民の心と身体の健康と、豊かな人間性、また自然への感謝の気持ちを育むことを基本理念として、食育推進計画(H20～H24年度)を策定し、食育の普及啓発及び食育関係事業の進行管理を行っている。食育は、子どもからお年寄りまで、すべての世代で継続して取り組むべき課題である。	1.8	0.0	0.0	1					健康増進課	ク-1	
59	母子保健事業(健康増進課)	母子保健事業(健康増進課)	305	C									1	1	さいたま市次世代育成支援対策行動計画の推進を目的とし、母子保健の普及啓発や庁内照会などの総括業務により、安心して、妊娠、出産、子育てができ、親と子が共に健やかに暮らすための環境整備を図る。	オ	母子保健は、保健所、保健センター、子育て支援課、児童相談所など庁内各部署が、それぞれの役割を担いながら、連携して対応する必要がある。また、政令指定都市や関東甲信越地区など地方行政の連携だけでなく、国と地方、さらには民間、もちろん地域との連携が重要となる。これらの総括として、本事業は重要な役割を担っていると考えるが、事務手順の見直しなど効率化を図る必要がある。	0.9	0.0	0.0	1		1			健康増進課	オ-9	
60	母子保健事業(健康増進課)	健やか親子21全国大会実施事業	2,500	C									1	2	平成22年度は、国の母子保健の計画である「健やか親子21」の推進を目的として、本市や埼玉県、厚生労働省などが主催で「健やか親子21全国大会」を開催する。	キ	本大会は全国持ち回りで開催され、平成22年度については埼玉県(さいたま市)が開催地となるための単年度事業である。	0.9	0.0	0.0	1					健康増進課	キ-1	
61	病院事業会計繰出金	病院事業会計繰出金	1,564,049	A										1	性質上病院収入をもって充てることが適当でない経費及び能率的な経営を行ってもなお病院の収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費について、一般会計から病院会計に繰り出すもの。具体的には、周産期医療及び結核病棟の運営等の特殊医療に要する経費、高度医療に要する経費、救急医療の確保に要する経費、病院の建設改良に要する経費など。	ク	法令の趣旨に則り、繰り出しの適正を検証しながら行っていく。	0.0			1				病院経営企画課	ク-1		
62	地域医療推進事業	地域医療推進事業	435,493	C	1	1	1	1	1	1	1	1		2	休日夜間における患者の症状に応じた救急医療(初期・二次)を実施する。地域のかかりつけ医と基幹病院による機能連携、機能分担により、効率的な地域医療体制を確保する。	ク	従来、さいたま市地区と、東部第二地区に分かれていた第二次救急医療圏がさいたま市に一本化されたため、医療圏の中で完結する救急医療体制を構築していく必要がある。	0.6			1		1		地域医療課	イ-3		

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3		
74	公衆便所維持管理事業	公衆便所維持管理事業	48,907	C								1			3	公衆便所の清掃・点検・修繕等の維持管理を行い、公衆衛生と市民サービスの向上を図る。	工	公衆便所の維持管理については、公衆衛生上必要であるため継続して実施する必要がある。 現在、清掃委託契約については生活衛生課で実施しているが、光熱水費の支払い及び修繕等の維持管理については各区くらし応援室で行っており、地域に密着した施設であり、速やかな対応が求められることから区へ移管の方向で検討する。	1.0				1				生活衛生課	工-3
75	食の安全確保対策事業	食の安全確保対策事業	3,670	A										1	2	食の安全確保の推進のためさいたま市食の安全委員会等を開催し、「食品衛生監視指導計画」に基づく施策の推進、特に、食の安全フォーラムや市民講習会等を通じた市民に対する食の安全に関する正しい知識の普及啓発及び食の安全に関する情報を提供する。	カ	学識経験者を増員した食の安全委員会での議論を踏まえ、科学的、効率的な食の安全対策を進めるとともに、新実施計画による小規模なりすまコミュニケーションの実施など、市民の食の安全・安心確保のための事業を充実する必要があるため。	1.5				1				食品安全推進課	ク-1
76	食品衛生事業	食品衛生事業	10,075	C										1	1.4	食品衛生法等の法令等の情報収集、他政令市との情報交換や研修参加、食品検査の信頼性確保のための外部精度管理への参加、事業者の自主衛生管理の向上を目的とした指導員活動経費に対する(社)さいたま市食品衛生協会への補助等を通じ、さいたま市における食品衛生の向上を図る。	ク	厚生労働省、消費者庁などの国や他政令市等における食品衛生に係る情報を常に注視しつつ、本市における食品衛生向上のための施策を行っていくため。	3.5				1		1		食品安全推進課	ク-1
77	高等看護学院管理運営事業	高等看護学院管理運営事業	34,885	C											1	地域医療の充実を図るため設立された看護師養成施設の管理運営を行うとともに、情操豊かな人間性を養い、看護に必要な専門的知識と複雑化する疾病構造に対応できる判断能力、応用能力、問題解決能力及び技術を修得させ、社会に貢献することのできる有能な看護師の育成を目的とした看護教育を行うものである。	ク	看護職員の確保が困難な状況の中で、市の地域医療・福祉を担う看護師を育成するとともに優秀な学生を確保し、市立病院及び市内医療機関の看護師を確保するために市自身が積極的にその役割を果たす必要がある。全国政令指定都市で看護師養成施設保有の状況調査では、19市中13市が看護師確保のため看護師養成所や看護短大・看護大学を保有している。平成22年3月に卒業した31回生28名のうち21名が市内医療機関に就職し、そのうち20名が市立病院へ就職している。	10.4	0.0	2.0	1	1	1		高等看護学院	ケ	
78	学生宿舎管理運営事業	学生宿舎管理運営事業	20,691	C		1									2	全国より広く優秀な人材を確保し、看護学生の勉学に資するための教育・厚生施設として設置された学生宿舎の管理運営を行うものである。	ク	全国に広く募集をかけることにより、広い範囲から優秀な人材を確保することができる。また昨今寮を保有する看護師養成施設が少ないため、入学校として選択されている。看護学生にとって安心して勉学に資することができる学生寮は市民サービスとして成果をあげている。卒業後市立病院に就職する寮生は入寮者の75%であり、看護師の確保にも貢献している。	0.6	0.0	0.0	1	1	1		高等看護学院	ケ	
79	教科研究等事業	教科研究等事業	1,023	C										1	1	目的は看護師養成施設の専任教員として必要な専門知識を修得し、看護教育の内容の充実と向上を図るものである。内容は教科研究に関わる研修の実施である。	ク	医療保健福祉分野における医療の知識は高度化し、専門的知識や技術を兼ね備えた質の高い看護師の育成が求められている。社会のニーズに応えるため教員は進展する医療や看護の知識・技術を学び自己研鑽に勤め、看護教育に活用していく必要がある。	3.0	0.0	0.0	1		1		高等看護学院	ケ	
80	浦和斎場管理運営事業	火葬場管理運営事業	113,171	C		1	1								2	遺族に対して、葬礼に相応しい厳肅かつ、しめやかに入る火葬場の管理運営を目的とし、火葬に支障がないよう施設の適正な管理を実施する。	ク	市民になくなくてはならない事業であるため、窓口業務の民間委託を検討しながら事業を継続していく。	3.5	0.0	0.0	1	1			浦和斎場管理事務所	オ-10	
81	浦和斎場管理運営事業	葬祭場管理運営事業	31,894	C		1									2	遺族に対して、葬礼に相応しい厳肅かつ、しめやかに入る葬祭場の管理運営を目的とし、葬儀を行う遺族に対して、葬礼に相応しい厳肅かつしめやかに入るよう、施設の適正な管理を実施する。	ク	市民になくなくてはならない事業であるため、窓口業務の民間委託を検討しながら事業を継続していく。	3.5	0.5	0.0	1	1			浦和斎場管理事務所	オ-10	
82	思い出の里維持管理事業	思い出の里維持管理事業	373,611	C		1									2	市営墓地として、故人の安らぎの場所である墓地や葬送等の儀礼を行うための斎場などの施設を市民に提供する。このために必要な施設の維持管理事業である。	ク	開園以来から承継などを重ね多くの利用者が存在している。公園墓地として良好な環境の提供と受益者負担に応じた適切な維持管理を今後も継続して提供する必要がある。	7.0	3.5	1.5	1	1	1		思い出の里市営霊園事務所	ク-1	
83	ひかり会館管理運営事業	ひかり会館管理運営事業	30,034	C		1									2	市の葬祭施設の利用度が高い中、市民の方が安心して利用できる葬祭場及び納骨堂の施設の適正な維持管理を行う。また、葬祭場及び納骨堂の使用料の収納事務を行う。	ク	民間の葬儀施設も多くなっているが、葬儀に高額な費用を掛けられない市民のための施設となっている。また、墓地購入には高額な費用が掛かるなどから一時的な納骨堂の利用も多く、現在納骨堂の空き待ちとなっている状況等から継続とする。	4.0	1.0	0.0	1	1	1		思い出の里市営霊園事務所	オ-10	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3			
84	大宮聖苑管理運営事業	大宮聖苑管理運営事業	247,792	C	1			1								2	人体火葬業務、小動物火葬業務及び施設管理業務。	オ	引き続き、施設維持管理における委託料の見直しを実施していく。	3.0	2.0		1	1	1		大宮聖苑管理事務所	ク-1
85	火葬場周辺環境整備事業	火葬場周辺環境整備事業	2,488	C												2	大宮聖苑の建設に伴う周辺整備事業として、生活道路等の環境整備を行う。	ク	南ルートを県道へ接続するために、用地買収をスムーズに行い、平成23年度中に用地の買戻し及び、工事を計画し、環境整備事業完了に努める。	3.0	2.0		1		1		大宮聖苑管理事務所	キ-2
86	食肉衛生検査事業	食肉衛生検査事業	58,577	A											1	1	(1)さいたま市と畜場でとさつされる家畜のと畜検査を実施、疾病や異常を排除して安全で衛生的な食肉が供給されるようにする。 (2)と畜場、市場内及び食鳥処理場の巡回指導を実施し、作業手順等の衛生面での監視指導を行う。 (3)TSE検査及び精密検査(病理・細菌・理化学)を行い疾病診断を行う。 (4)抗生物質等食肉中の残留物質等についてモニタリング調査を行う。	ク	と畜場法の規定により自治体に義務付けられた事業で、市内にと畜場が存在する限り事業を廃止することはできないが、受益者負担の観点から徴収している検査手数料の改定により、市の支出を削減することはできる。	14.9		2.3	1		1		食肉衛生検査所	ク-1
87	精神保健福祉事業(こころの健康センター)	精神保健福祉事業(こころの健康センター)	9,402	A											1	1	精神保健福祉相談(個別相談・子どもの精神保健相談室・グループワーク・こころの電話)、技術指導及び技術援助、教育研修、普及啓発、調査研究、組織育成、子どもの精神保健相談室運営事業、自殺対策啓発事業	ク	メンタルヘルスの問題は増加傾向にあり、個別相談、普及啓発を継続して行う事は妥当。民間医療機関等では支援しづらい問題(子ども、自殺予防、ひきこもり、依存症)について支援を行う事は妥当。技術支援・研修は、一般精神保健及び、自殺対策関連とともに、市・関係機関職員が精神保健の正しい知識、援助技術を身につけ、質の高いサービスを提供がきるよう継続的に行っていく事が必要。	11.0			1		1		こころの健康センター	ク-1
88	精神保健福祉事業(こころの健康センター)	地域自殺対策関連事業	12,050	C		1				1	1				2,4	平成10年より続く、全国年間3万人を超える自殺を予防するため、以下のような事業を展開する。市民に対する自殺予防普及啓発事業(講演会、街頭キャンペーン、パンフレット作成等) 相談支援事業(自殺未遂者、自死遺族等への相談支援) 自殺対策医療連携事業(自殺未遂者対策) 人材養成事業(ゲートキーパー養成)等	カ	さいたま市自殺対策推進計画に則り、継続的に事業を展開していくことに加え、自殺未遂者対策の一環として本年度より新たに自殺対策医療連携事業を開始する。	8.0			1		1		こころの健康センター	ク-1	
89	こころの健康センター管理運営事業	こころの健康センター管理運営事業	8,849	A											1	1	精神保健福祉に関する技術的中核機関である、こころの健康センター(精神保健福祉センター)の管理・運営を行う。附属機関として、「精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会」、「精神医療審査会」がある。	ク	精神医療審査会については、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に設置及び審査することが規定されており、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会については、さいたま市条例第103号第6条及びさいたま市精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給判定委員会運営要領により、設置及び判定することが規定されており、本事業については継続する。	5.0			1	1	1	こころの健康センター	ク-1	
90	動物愛護指導事業(動物愛護ふれあいセンター)	狂犬病予防事業	14,915	C											1	1	国内における狂犬病発生及び蔓延を防ぐ為、狂犬病予防法に基づく「犬の登録」、「狂犬病予防注射の実施」、「狂犬病予防注射済票の交付を含む」に関する業務を行います。既に登録を行っている犬の飼主は毎年飼い犬に狂犬病予防注射を接種することとされており、4月に市内に会場を設けて獣医師会と共に集合狂犬病予防注射を実施しています。	オ	集合注射廃止の場合、区に配置する臨時職員賃金の減少分よりも、病院への事務手数料増加分が格段に上回る見込であり、コスト増が想定されます。集合注射の実施体制については、病院注射への移行を図りつつも、「集合」病院双方のメリットを考慮し、市民が最大限利便性を図れる体制(実施範囲等)及び公衆衛生面の向上(狂犬病蔓延防止)を引き続き検討すべきと考えます。	2.0	0.0	0.0	1				動物愛護ふれあいセンター	オ-9
91	動物愛護指導事業(動物愛護ふれあいセンター)	動物愛護指導事業	24,460	C											1	1	動物ふれあい教室・しつけ方教室・譲渡会・動物愛護週間事業等を通じて、動物の適正な飼養知識や、動物愛護精神の普及啓発を行うことで、殺処分動物の削減と、人と動物との調和のとれた共生社会を実現することを目指します。その他、ペットショップ等の動物取扱業の登録や監視指導、特定動物(サルやワニ等)の飼養許可や監視指導、人と動物の共通感染症の調査研究を行います。	ク	動物の愛護と適正な飼養の普及啓発を推進するために、譲渡会やしつけ方教室、動物愛護週間事業を行っており、民間の動物愛護団体の行っている譲渡会等とは目的を異とする部分があります。しかしながらこれら動物愛護団体等との協働を行うこと(現在も行っている団体譲渡を引き続き実施する)により収容動物の管理費用の削減や、処分数の削減も見込まれる為、協働の手法などを引き続き検討していきます。	4.0	0.0	0.0	1		1		動物愛護ふれあいセンター	ク-1
92	動物愛護ふれあいセンター管理運営事業	動物愛護ふれあいセンター管理運営事業	22,670	C											1	1	動物愛護ふれあいセンターの円滑な管理運営を行う為に、施設内外の設備・機器及び各種備品類の保守管理(修繕含む)を実施します。	ク	狂犬病予防事業及び動物愛護指導事業を実施する為の拠点施設であり、その円滑な運営は、左記2事業の適切な運営の為の基礎となるものです。引き続き、より効率的な事業実施を図ります。	1.0	0.0	0.0	1	1	1	動物愛護ふれあいセンター	ク-1	
93	保健所管理運営事業	職員専門研修事業	938	C											1	1,5	保健所・保健センターの職員を対象に研修等を通して職員の資質向上、市民サービスの向上を図る。併せて、職員を国、県、専門機関、の実施する研修に派遣し、資質向上と保健サービスの推進を図る。	ク	専門職員の更なる資質向上のため研修内容の充実を図り、今後も継続していく。	1.0	0.0	0.0	1			保健総務課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
94	保健所管理運営事業	保健統計調査	9,136	A										1	1	・各区分課で出生、死亡、等の届出から作成された調査票を保健所で審査し埼玉県経由で厚生労働省に送付。 ・さいたま市保健統計書の作成。 ・各種保健統計調査は、調査員を配置して対象者から調査票を回収、審査後に厚生労働省へ提出。国民生活基礎調査外、厚生労働省から委託された7種類の統計調査を該当年度に実施。	ク	正確な調査実施の継続を行う。	2.0	0.0	0.3	1					保健総務課	ク-1
95	保健所管理運営事業	医療安全相談事業	926	C										1	1	患者・家族等及び医療機関等の相談等への対応を円滑に行い、問題解決に向けた取り組みを中立的な立場で支援するとともに、医療機関や住民等への医療安全に関する研修や周知を行うものである。	カ	医療安全推進協議会・医療安全研修会・市民向け啓発活動等、医療安全推進のため、事業の充実を図る。	1.0		1.0	1					保健総務課	ク-1
96	保健所管理運営事業	立入検査事業	244	C		1									1	医療法第25条第1項の規定に基づき、市内の病院、有床診療所及び助産所に立入り、法令により規定された人員の確保、施設の構造設備等の検査を行う。臨床検査技師等に関する法律第20条の5の規定に基づき、市内の衛生検査所に立入り、法令により規定された人員、構造設備を有し、登録業務が適切に行われているか検査を行う。	ク	医療機関等の立入検査事業は、より良い医療の提供に寄与しているものであり、市民の安心・安全を確保するために今後も継続していく。	4.0	0.0	0.0	1					保健総務課	ク-1
97	保健所管理運営事業	保健所管理運営事業(施設管理)	191,599	C										1	2	保健所の施設管理や備品・機材等の保守・整備等を行う。	ク	施設の維持管理に必要な事業であり、今後も継続していく。	4.0	0.0	0.0	1		1			保健総務課	ク-1
98	保健センター管理運営事業	保健センター管理運営事業	140,288	C										1	2	中央・浦和・岩槻区保健センターの施設保守及び維持管理各区保健センターの事務経費	ク	各センターの保守維持管理に必要な事業であり、今後も継続していく。	1.0	0.0	0.0	1					保健総務課	ク-1
99	健康づくり健診事業	健康づくり健診事業	3,670,769	C	1			1							2	市民の健康づくりを推進するために、健康診査、健康教育等を実施するとともに、健康づくりに対する意識の向上と知識の普及・啓発により健康の保持増進を図る。	ク	引き続き、がんを早期に発見し、がんによる死亡率を減少させることを目的に検診等事業を継続します。	3.0	0.4	10.0	1		1			地域保健支援課	ケ
100	健康づくり事業(地域保健課)	健康づくり事業	2,495	C										1	1	健康や栄養に関する地域の実態把握、健康課題の分析を実施し、関係機関・団体等と連携を図る。専門的相談・指導(栄養・歯科等)、健康づくりの環境整備として、給食施設指導や飲食店等での栄養表示の推進、健康食品等の適切な表示についての相談・指導を行う。また、食生活改善推進員協議会の運営を支援している。	ク	概ね現状どりの実施予定ですが、平成23年度以降は廃止となる母と子のよい歯のコンクールにかわる歯の健康づくりに関する普及啓発活動を検討します。食育事業は、保健所・保健センターの役割分担等の検討をします。	2.4		0.4	1		1			地域保健支援課	ク-1
101	健康づくり事業(地域保健課)	国民健康・栄養調査	1,079	A										1	1	健康増進法に基づき、国民の健康増進の総合的推進を図るための基礎資料として、身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため国民健康・栄養調査を実施する。対象地域の市民の食事や運動に関する調査や身体計測、血液検査等を行い結果を国に報告する。	ク	法律により義務付けられた事業のため、今後も引き続き継続して事業を実施します。	0.2			1					地域保健支援課	ク-1
102	健康づくり事業(地域保健課)	母と子のよい歯のコンクール	95	C		1	1	1							1	前年度にさいたま市3歳児歯科健康診査を受診した幼児とその母親の中から母子ともにむし歯のない優秀者を選考し、保健所長及び市長表彰を実施している。このコンクールは、国や県の予備審査を兼ねており、市長表彰受賞者を県審査に推薦する。但し、平成22年度は、県のコンクールが廃止となったため、市長表彰まで実施する。	ア	国や県のコンクールが廃止することになり、予備審査としての本市の母と子のよい歯のコンクールの必要性はなくなった。また、この事業は子育ての担い手が母親だった時代に始まり、現在、子育て環境が変化している中で母子のみ対象のコンクールのあり方は、見直しをせまられていたところであり、平成23年度以降廃止とし別の普及啓発活動を検討する。	0.1		0.1	1					地域保健支援課	ア-1
103	母子保健健診事業	妊婦健康診査	971,124	C										1	3	母体や胎児の健康保持及び疾病の早期発見のため、妊婦の健康診査を実施する。	ク	平成23年度以降も国庫補助を継続するよう要望しているが、現在までその方向性は示されていない。現行の妊婦健診を継続して実施する必要があり、国の動向を注視しつつ、引き続き事業を継続する。	0.4	0.0	3.0	1		1			地域保健支援課	オ-5

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3			
104	母子保健健診事業	保健事業	63,394	C										1	2	母子保健法に基づき、母性および乳幼児に対して、母子健康手帳の交付(第16条)をはじめ、各種保健指導(第10条)、新生児訪問(第11条)や妊産婦訪問(第17条)、乳幼児発達健康診査(第13条)等を実施する。また、知識の普及(第9条)として、母親学級・両親学級等を実施し、母子保健の向上を図る。(9条のみ努力義務、その他の事業の実施は義務)	ク	妊娠、出産、育児に関する母子保健サービスを一貫して実施することで、母子の心身の健康の保持増進を図り、子育て不安の軽減・虐待防止につながります。今後も該当事業を継続して実施します。	0.3				1			1			地域保健支援課	ク-1
105	母子保健健診事業	4か月児、10か月児健康診査	152,258	C										1	3	乳児の健康保持及び育児支援、虐待の早期発見のため、4か月児・10か月児に対し健康診査を実施する。	ク	4か月および10か月の時期に実施する健康診査は、乳児の健康状態や母親の状態を把握する非常に貴重な機会である。乳児の健康の保持増進のため引き続き健康診査事業を継続する。	0.3	0.0	2.0	1					地域保健支援課	オ-5		
106	母子保健健診事業	1歳6か月児、3歳児健康診査	239,298	A										1	3	幼児の健康保持及び育児支援、虐待の早期発見のため、1歳6か月児・3歳児に対し、健康診査および歯科健康診査を実施する。	ク	乳幼児の健康の保持増進のため引き続き事業を継続します。	0.3	0.1	2.0	1					地域保健支援課	ク-1		
107	母子保健事業(地域保健課)	母子保健事業	4,678	C										1	2	専門的母子保健活動として、先天性代謝異常等マスキング検査や新生児聴覚検査のフォローアップを行うほか、児童虐待発生予防のため、妊娠中から切れ目なく要支援家庭への支援を行う。	カ	児童虐待発生予防事業については、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、家族の再統合までの切れ目ない総合的な支援を充実する必要があります。そのため、保健師の増員及び保健所内の専任組織による実施体制の整備および充実を図ります。	3.0				1		1		地域保健支援課	ク-1		
108	母子保健事業(地域保健課)	不妊治療支援事業	121,560	C										1	4	生涯を通じた女性の支援事業の一環として、不妊に悩む夫婦等に対し、相談や情報の提供を行うとともに、不妊治療に係る経済的負担の軽減を図るため不妊治療費の助成を行うなど総合的な支援をする。	ク	国の動向を注視しつつ今後も、継続して事業を実施します。また、国に対しては特定不妊治療を保険診療とするよう要望をしていきます。	0.7		1.0	1		1			地域保健支援課	ク-1		
109	保健センター管理運営事業	保健システム管理運営事業	62,037	C										1	3	保健所および10区保健センターにおいて、保健システムを活用し、各種健康診査・定期予防接種のデータ管理、健診・接種対象者の抽出、統計資料の作成等を行っている。この保健システムの維持管理、法改正等による改修及び機器の賃貸借を行う。	ク	市民の各種健康診査・定期予防接種のデータは膨大な量であるため、保健システムによる管理は不可欠です。システムの維持管理及び毎年行う改修に係る経費については、更に詳細な精査を行うことでより適正な額とします。今後も引き続き保健システムを活用し、保健所及び10区保健センターでの各種保健事業が円滑に実施できるよう、当該事業の方向性については継続とする。	0.5				1				地域保健支援課	ク-1		
110	地域保健推進事業(疾病予防対策課)	特定疾患治療研究事業	151	B										1	1	疾病の原因、治療方法等が未確立である難病に罹患した患者等への支援及び医療給付申請にかかる事務を行う	ク	埼玉県で行う特定疾患・先天性血液凝固因子欠乏症等に関する委託事務であり、今後も継続して実施する予定である。	1.0		1.0	1					疾病予防対策課	ク-1		
111	地域保健推進事業	難病相談事業	165	A										1	1	難病患者とその家族を対象に相談、訪問指導を行い、療養生活を支援する。 難病患者療養生活のために広く情報提供を行う、また医療講演会等で知識の普及を行う。	カ	県、障害者難病協議会、民間、患者団体等の行っている事業を確認し重複しないように事業計画を立てていく。また、特定疾患患者登録状況を勘案し事業対象疾患を選定し市民にとって有効な事業を行う。さらに、難病に対する医療講演会等で情報提供を行い、訪問、相談等の患者支援を拡充する方針。	1.0				1				疾病予防対策課	ク-1		
112	予防接種事業	予防接種事業	1,795,869	A										1	3	伝染の恐れがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。	ク	第1号法定受託事務及び自治事務であり、今後も継続して実施する予定である。	1.5		6.5	1		1			疾病予防対策課	ク-1		
113	母子保健事業(疾病予防対策課)	小児慢性特定疾患治療研究事業	281,620	C										1	2	慢性疾患に罹患していることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行う。	ク	児童福祉法で規定された事務であり、今後も継続して実施する予定である。	1.0		0.2	1					疾病予防対策課	ク-1		

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
114	母子保健事業(疾病予防対策課)	未熟児養育医療給付事業	102,804	C	1									2	母子保健法に基づき、出生体重が2000g以下又は身体の発育が未熟なまま生まれた児が指定医療機関において入院医療を受ける場合の給付である。	ク	母子保健法に基づいた事業であり、今後も継続して実施する予定である。	1.0		1.0	1					疾病予防対策課	ク-1
115	母子保健事業(疾病予防対策課)	自立支援(育成)医療給付事業	30,814	C										2	障害のある児童もしくはそのおそれがある児童に対し、医療の給付を行うことにより、児童の健全な育成を促す。	ク	障害者自立支援法に基づいた事業であり、今後も継続して実施する予定である。	1.0		0.3	1					疾病予防対策課	ク-1
116	母子保健事業(疾病予防対策課)	結核児童療育医療給付事業	138	C	1									2	骨関節結核その他の結核に罹患し、その治療に長期の入院を要すると認められた児童に対し、医療給付、日用品等を支給する。	ク	児童福祉法に規定された事業であり、事業を継続し、一律のサービスを提供していく。	0.0			1					疾病予防対策課	ク-1
117	母子保健事業(疾病予防対策課)	妊娠高血圧症候群療養援助費支給事業	322	C				1						1	妊娠中に妊娠高血圧症候群等に罹患すると、生まれてくる子どもに対する影響が著しく、産後に後遺症を残す恐れもあり早期に適切な医療が必要である。このため、妊娠高血圧症候群に罹患した低所得の妊産婦が入院した際に、必要な援護を行う。	ク	妊娠高血圧症候群に罹患した低所得の妊産婦に対する適切な医療の確保の観点から、今後も継続して実施する予定である。	0.1			1					疾病予防対策課	ク-1
118	母子保健事業(疾病予防対策課)	長期療養児教室事業	151	A										1	疾病、未熟な出生により長期療養を必要とする児童(小児慢性特定疾患対象児を含む)の療養生活に関する指導やその保護者を対象として疾病についての知識の普及、保護者同士の交流、社会資源の紹介などの支援を実施する。	ク	既存のもの(民間、NPO、県で行っている疾患別長期療養児に対する支援)があるかの状況把握をし、市民にとって有効な内容を選定し事業計画をしていく予定。	0.5			1					疾病予防対策課	ク-1
119	感染症予防事業(地域保健課)	結核医療 公費 事業	56,668	A										2	結核により入院または通院となった患者・家族からの申請の受理、さいたま市感染症審査協議会への諮問及び医療給付事務を行う。	ク	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた事業であり、今後も継続して実施する予定である。	1.0			1					疾病予防対策課	ク-1
120	感染症予防事業(地域保健課)	結核検診事業	4,453	A										2	結核患者の家族やその他の接触者に対して検診を実施し、周囲の感染者・発病者を早期に見出すとともに、結核についての正しい知識の普及啓発を行う。また、結核治療終了者の経過観察のための検診を実施する。	ク	第1号法定受託事務であり、今後も継続して実施する予定である。	2.0	0.5		1					疾病予防対策課	ク-1
121	感染症予防事業(地域保健課)	結核予防費補助事業	2,700	A										4	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の定めに基づき、学校及び施設が実施する定期的結核健康診断等に要する費用について、法第58条の3に規定する学校若しくは施設の設置者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。	ク	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた事業であり、今後も継続して実施する予定である。	0.5			1		1			疾病予防対策課	ク-1
122	感染症予防事業(地域保健課)	直接服薬確認(DOTS)事業	1,905	A										2	医師による結核患者の届出に基づき患者管理を行うとともに、家庭訪問等により患者に処方された薬剤を確実に服用することやその他必要な指導・相談を行う。	カ	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた事業であり、今後も継続して実施する予定である。より確実な患者の治療継続・終了のためには、頻回な訪問支援が必要であり、そのための人材確保等が必要と考える。	2.0		1.0	1		1			疾病予防対策課	ク-1
123	感染症予防事業(地域保健課)	感染症対策事業	949	A										2	感染症発生時の積極的疫学調査と感染症のまん延防止に係る消毒・指導や感染症予防の普及啓発事業	ク	第1号法定受託事務であり、今後も継続して実施する予定である。	1.5			1		1			疾病予防対策課	ク-1
124	感染症予防事業(地域保健課)	エイズ予防対策事業	7,720	A										2	エイズ及び性感染症に関する相談・検査の実施や予防普及啓発、エイズ患者及び家族の支援等を行う。	カ	地域保健法並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた事業であり、今後も継続して実施する予定である。エイズに関する正しい知識の普及啓発とHIV検査の機会をさらに拡大していく必要がある。	2.5	0.5		1		1			疾病予防対策課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性				担当課	行革本部 の見解							
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容			職員数			提出調書			
																				正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3
125	感染症予防事業(地域保健課)	感染症発生動向調査事業	5,430	A									1	1	市内の患者発生状況、病原体の検索など流行の実態を早期かつ的確に把握し、その情報を速やかに地域に還元することにより、医療機関における適切な初期診療の推進に資するとともに、予防接種、集団生活の管理、衛生教育など適切な予防措置を講じ、もってこれら感染症の発生及びまん延を未然に未然に防止することを目的とする。	ク	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づいた事業であり、今後も継続して実施する予定である。	1.0				1			疾病予防対策課	ク-1
126	感染症予防事業(地域保健課)	新型インフルエンザ対策事業	250	A									1	1	新型インフルエンザ対応マニュアルの作成。新型インフルエンザ患者の積極的疫学調査実施するとともに、その際に必要な感染防護具等の備蓄を行う。	ク	第1号法定受託事務であり、今後も継続して実施する予定である。国の動向等を確認しながら、強毒性の新型インフルエンザ発生に備えた体制づくりを継続していく。	1.0				1			疾病予防対策課	ク-1
127	精神保健福祉事業	精神保健医療事業	59,445	A									1	1	精神保健福祉法第23条～第26条の2に基づき、精神障害者もしくはその疑いのある方について警察官からの申請・通報を受け、精神保健診察の必要性を調査する。その結果、診察が必要な方に移送・診察を行い、措置入院が必要である方に対して入院費を公費負担する。精神保健福祉法第34条に基づき緊急に医療を必要とする状態にありながら精神障害のために医療の必要性を理解できず、説得を尽くしても理解されない方の保護者等の申し込みにより医療の必要性について協議会で審査・精神保健診察を行う。医療が必要と審査された場合は公的な責任において医療機関へ移送する。	ク	精神保健福祉法に定めた業務であり、継続して行う必要がある。	5.1	0.0	0.0	1		1	1	精神保健課	ク-1
128	精神保健福祉事業	地域精神保健訪問事業	566	A									1	1	市内に暮らす精神障害者及び家族が安心して暮らしていけるように、ニーズに応じた相談や支援をおこなっている。病院や社会復帰施設などの関係機関と連携を組み、暮らしを支えていけるような体制作りをおこなっている。対応スタッフの資質・能力向上のために、研修や学会などへの職員の派遣を行っている。	ク	市民への相談支援の質を担保し、今後も継続して行う必要がある。	11.8	0.0	0.0	1		1		精神保健課	ク-1
129	精神保健福祉事業	家族教室	232	C				1						1	市内在住の統合失調症患者を支える家族を対象に、統合失調症についての正しい知識・関わり方を習得する機会を提供する。そして、家族自身の健康度を高め、患者の回復を促す。統合失調症の理解や関わり方について、講義形式、参加者によるグループワーク方式などを合わせて実施する。市報で市民に公募するオープン形式、保健所等で関わりのある方を対象とし呼びかけるクローズド形式で実施する。	カ	実施体制を整備し、事業の拡大が必要である。	0.3	0.0	0.0	1				精神保健課	ク-1
130	精神保健福祉事業	はぁといきいきプロジェクト	343	C	1			1						1	市民を対象に講演を中心とした精神保健医療福祉に関わる普及啓発を行うことで、精神障害者への理解の向上と早期治療の必要性についての理解の機会とする。	ク	市全体で実施方法や内容について検討した上で事業として継続していく必要がある。	0.2	0.0	0.0	1				精神保健課	ク-1
131	精神保健福祉事業	精神科医療適正化事業	1,828	C	1			1						1.4	措置入院者の定期病状報告書、医療保護入院者の入院届(1項)及び医療保護入院者の定期病状報告書の内容を確認の上、精神医療審査会へ提出する。精神医療審査会において再審査となった書類について該当病院に指摘内容を指導し、再提出を依頼する。22年度2月末までに提出された措置入院者の定期病状報告書、医療保護入院者の入院届(1項)及び医療保護入院者の定期病状報告書の件数に応じて予算の範囲内で補助金を支払う。	ク	精神科入院医療の適正化のために、措置入院者の定期病状報告書、医療保護入院者の入院届及び定期病状報告書といった法定書類の提出を指導している。本事業は埼玉県と同一基準の下実施している事業であり市単独での見直しは困難である。	0.3	0.0	0.0	1		1		精神保健課	ク-1
132	精神保健福祉事業	退院支援事業	12,122	A									1	2	精神科病院に入院している精神障害者のうち、病状が安定しており、受け入れ条件が整えば退院可能である者に対し、退院後の地域生活に必要な訓練を入院中から行い、地域生活に円滑に移行できる支援体制の整備を図ることにより、退院後も自立した地域生活を安定して継続できるようにする。	ク	平成23年度までは継続。	1.3	0.0	0.0	1				精神保健課	キ-2
133	精神保健福祉事業(地域保健課)	精神保健福祉事業(地域保健課)	1,082	C				1						1	在宅の精神障害者の方を対象に、グループ活動を通して、対人関係や生活リズムを維持、改善し社会復帰の促進を図る。大宮区、中央区、浦和区、岩槻区の4保健センターにおいて実施している。	ク	市民への周知や実施場所、プログラムの検討を行い継続して実施。	12.0	0.0	0.0	1				精神保健課	ク-1
134	食品衛生事業	食品衛生事業	14,302	A									1	1	飲食に起因する衛生上の危害を防止し、市民の健康の保護を図るため、監視指導計画を策定し、市内食品関係事業者等への監視指導を行う。また、これらの施設については、法に基づき飲食店等食品営業施設に対する許可事務を行う。	カ	法定受託事務であること。監視等数値目標については拡大できるよう見直す。	21.0	1.0	2.0	1		1		食品衛生課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3		
135	環境衛生・薬務事業	環境衛生事業	1,774	A											1	1	カ	市内の環境衛生関係施設の許認可調査、台帳管理を行うとともに、環境衛生関係施設に対して監視指導を行い、法の遵守状況を確保する。住環境等における市民からの相談に対して、情報提供等を通じて市民の要求に対応する。水質検査の受付を実施し、検査結果について助言・指導を実施する。国立保健医療科学院が実施する研修ほか外部研修に職員を派遣する。	カ	コスト削減を意識した事務を実施し、事務の効率化により監視指導を強化することで監視率の向上を図り、施設の安全安心を確保する事務を拡大実施していく。	6.5			1		1		環境薬事課	ク-1
136	環境衛生・薬務事業	薬事衛生事業	6,000	B											1	1	カ	市内の薬局、医薬品等販売業者及び毒物劇物販売業者並びに温泉利用業者に対して、法に基づく許可又は登録に係る調査を行うとともに、これらの施設に対して監視指導を実施し、法の遵守の徹底を図る。また、家庭用品については、流通品の試買調査を実施し、基準不適合品を市中から排除する。	カ	コスト削減を意識した事務を実施し、事務の効率化により監視指導を強化することで監視率の向上を図り、施設の安全安心を確保する事務を拡大実施していく。	5.5			1		1		環境薬事課	ク-1
137	健康科学研究センター管理運営事業	健康科学研究センター管理運営事業	21,361	A											1	1	ク	健康科学研究センターの施設管理、人材の育成、新しい検査技術の習得、開発、情報等の蓄積、及び試験検査の正確性、精密性を高め信頼性のある検査結果が出せるよう支援する。	ク	健康科学研究センターは、保健所等関係部署を科学的・技術的側面から支援するため、今後も、日々高度化する検査技術の維持・向上、最新情報の収集・蓄積に努める必要がある。	5.0			1		1		保健科学課	オ-9
138	健康科学研究センター管理運営事業	親子で楽しむサイエンスラボ事業	400	C		1	1	1	1	1	1	1			1	1	ク	科学技術基本法に基づく科学技術基本計画及び地方衛生研究所設置要綱に基づき、調査研究の成果を市民に還元すると共に、研修指導・公衆衛生情報の提供の一環として、将来を担う子供たちに保健衛生・環境、科学への関心を高めてもらうため、小学生を対象に科学実験教室を開催する。	ク	参加した子供たち及び保護者にアンケートを実施することにより、内容を精査し、より効率的な開催・運営ができるようにしながら継続する。	0.3			1				保健科学課	ク-1
139	保健科学検査事業	保健科学検査事業	63,731	A											1	1	カ	感染症法に基づく細菌検査、ウイルス検査、HIV等特定感染症検査、結核QFT検査、有症苦情等のウイルス検査及び感染症等の情報収集・提供を行う。	カ	感染症法等に規定されている未実施検査項目への取り組みと、高度精密分析機器等の更新・整備を進め検査体制の充実を図り、より高度な検査が行えるようにする。	12.2	0.3		1		1		保健科学課	オ-9
140	生活科学検査事業	生活科学検査事業	114,428	A											1	1	カ	食の安全を確保するために、食品衛生法に定められている食品の規格基準等に係る検査や食中毒の原因究明など、保健衛生に係る検査を行う。	カ	食品衛生法で定められている食品の規格基準検査等において、対応すべき課題が多い。また、食中毒などの健康危機への対応においても、正確で迅速な検査結果の提供が必要であることから、計画的に検査体制の強化を行っていく。	18.0	0.8	0.4	1		1		生活科学課	オ-9
141	環境調査分析事業	環境調査分析事業	39,057	A											1	1	カ	市民の健康保持及び安全かつ快適な生活確保のため、環境共生部との連携により、水質、大気、騒音及び悪臭等に関して、河川や大気など市内各地域より採取した検体等の調査分析を実施している。	カ	環境面での健康被害の回避及び快適な生活環境の確保に資するため、検査機器等更新整備計画に基づいた適正な検査機器の更新及び検査項目の拡充を図り、計画的に検査体制を強化する。	13.5			1		1		環境科学課	オ-9
142	福祉総合計画進行管理及び地域福祉等推進事業	福祉総合計画進行管理及び地域福祉等推進事業	1,428	A											1	1	ク	法令に基づき設置される、さいたま市社会福祉審議会、福祉有償運送運営協議会及び社会福祉施設苦情処理に関する運営を行うものである。	ク	当該事業は、法令に基づく審議会等の運営であることから、会場使用料の削減など、可能な範囲でのコスト削減に努める。	0.9			1				福祉総務課	ク-1
143	福祉のまちづくり推進事業	福祉のまちづくり推進事業	1,672	C											1	2	ク	さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民が安心して生活し、だれもが心豊かに暮らすことができる都市の実現に向け、ハードの整備基準及びソフトの面における「心のバリアフリー」を啓発します。	ク	福祉のまちづくり推進協議会等と連携しながら事業を推進していく。	1.0			1				福祉総務課	ク-1
144	社会福祉執行管理事業	社会福祉管理事業	5,516	C											1	1	ク	福祉部統計書の発行、福祉に携わる人材の育成、指定都市及び東京都の民生主管局長が一堂に会して、共通の問題について研究討議をし、意見及び情報の交換を行うことにより、社会福祉の増進を図るとともに、国に対して予算等の要望活動を行う。大都市における福祉事務所共通の問題について研究討議をし、意見及び情報の交換を行うことにより、社会福祉の増進を図る。課内庶務及び部内庶務を効率的かつ効果的に行うことにより、課及び部の円滑な運営を図る。	ク	市の福祉施策の基本となる部分であるが、できるだけ事務効率を図るよう努力していきたい。	0.8			1				福祉総務課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
155	社会福祉協議会等運営補助事業	埼玉県市長会特別負担金事業	6,794	C										1	4	埼玉県市長会を通じ、埼玉土建国民健康保険組合と埼玉県建設国保組合へ財政支援を行う。	ク	近隣他市の動向を注視しつつ、埼玉県市長会の決定事項を継続します。	0.1			1		1		福祉総務課	オ-8
156	ふれあい福祉基金補助事業	ふれあい福祉基金補助事業	30,795	C										1	1.4	民間福祉団体、ボランティア団体及びNPO法人が実施する、地域福祉の推進を目的とする事業に対して補助金を交付する。	ク	当該補助金の原資は、市民の方などからの寄附金が基金として積み立てられており、その補助金の使途は、地域福祉の増進に充てる必要があることから、その対象や補助率について、基金の効果的な運用が図られるよう検討する。	0.2			1		1		福祉総務課	ク-1
157	緊急特別住宅手当支給事業	緊急特別住宅手当支給事業	397,104	C										1	4	離職者であって、就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して住宅手当を支給する。	ク	厳しい雇用情勢の中で、第2のセーフティネットとして平成21年10月から創設されたばかりの事業であり、このまま継続する。	2.2			1			福祉総務課	キ-2	
158	浦和ふれあい館管理運営事業	浦和ふれあい館管理運営事業	41,318	C										1	2	福祉団体及び市民に対し福祉活動の場を提供するとともに、市民相互の交流を促進し、もって障害者、高齢者をはじめ市民の福祉の増進を図る。	ク	平成22年度から平成26年度までの指定管理者は指定されている。次回(平成27年度から)の指定管理者の選定については、公募とする。	0.2			1	1		福祉総務課	ク-1	
159	大宮ふれあい福祉センター管理運営事業	大宮ふれあい福祉センター管理運営事業	48,439	C										1	2	福祉団体及び市民に対し福祉活動の場を提供するとともに、市民相互の交流を促進し、もって障害者、高齢者をはじめ市民の福祉の増進を図る。	ク	平成22年度から平成26年度までの指定管理者は指定されている。次回(平成27年度から)の指定管理者の選定については、公募とする。	0.2			1	1		福祉総務課	ク-1	
160	社会福祉施設運営費等補助事業	社会福祉施設運営費等補助事業	18,840	C										1	4	民間社会福祉施設に勤務する職員の給与処遇の改善を図るため及び児童福祉施設等の職員が出産、傷病のため長期にわたって休暇を必要とした場合で代替職員を臨時任用した場合に予算の範囲内において補助金を交付している。	オ	要綱等を見直して、金銭的な補助からマンパワーの育成に向けた取組に転換を図る。	0.3			1		1	福祉総務課	ア-1	
161	民間社会福祉施設整備資金貸付事業	民間社会福祉施設整備資金貸付制度	21,204	C			1								4	市内に土地を購入し、社会福祉施設を整備しようとする社会福祉法人に施設整備に必要な資金及び利子助成を行う。	イ	現在要綱で適用している施設は借入金を返済するまでは継続するが、制度としては廃止とする。	0.3			1		1	福祉総務課	キ-2	
162	生活保護執行管理事業	生活保護執行管理事業	151,964	A											2	生活保護面接相談員、中国残留邦人等支援相談員等に関する雇上経費、研修会や生活保護施行事務監査旅費、生活保護システム経費等、生活保護の適正実施推進にかかる事業。	ク	適正な生活保護行政の運営に資するため、継続しなければならない事業である。	17.0			1		1	福祉総務課	ク-1	
163	ホームレス対策事業	ホームレス対策事業	3,845	A										1	1	ホームレス相談員を配置し、巡回相談によりホームレスの現状を把握するとともに具体的な対応策を検討する。	ク	関東の指定都市(千葉、川崎、横浜)全てが、同様のホームレス巡回相談業務を実施している。ホームレス対策は、大都市として避けて通れない問題であり、今後も継続する。	1.1			1			福祉総務課	ク-1	
164	生活保護事業	生活保護事業	23,386,000	A											1	生活保護法に基づき、生活に困窮する国民に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低生活を保障するとともに、その自立を助長する。 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づき、中国残留邦人等の生活安定を図る。	ク	生活困窮者に対し、健康で文化的な生活水準を保障することを目的とするものであり、継続しなければならない。	102.0			1			福祉総務課	ク-1	
165	災害救助事業	災害救助事業	9,300	C										1	1	市民が災害により被害を受けたとき、災害見舞金及び災害弔慰金を支給する。	ク	被災した市民の精神的及び生活の安定を図るための見舞金であり、金額についても社会通念上妥当であるため。	0.1			1		1	福祉総務課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
166	社会福祉施設等監査指導事業	社会福祉法人監査指導事業	95	A										1	1	適正な社会福祉法人の運営を確保し、本市における福祉サービスの向上を図るため、社会福祉法その他関係法令、関係通知等における遵守状況について監査するとともに、必要な助言及び指導を行う。	ク	地方自治法第2条第9項第1号に該当する法定受託事務であり、本市の裁量で事業を廃止することができないため、今後も継続して事業を実施する。	0.8			1				監査指導課	ク-1
167	社会福祉施設等監査指導事業	社会福祉施設監査指導事業 (児童福祉施設)	170	A										1	1	適正な社会福祉施設の運営を確保し、本市における福祉サービスの向上を図るため、児童福祉法その他関係法令、関係通知等における遵守状況及び最低基準等の実施状況について監査するとともに、必要な助言及び指導を行う。	ク	児童福祉法その他関係法令により児童福祉施設に対する検査が義務化されており、本市の裁量で事業を廃止することができないため、今後も継続して事業を実施する。	1.4			1				監査指導課	ク-1
168	社会福祉施設等監査指導事業	社会福祉施設監査指導事業 (児童福祉施設を除く)	135	C										1	1	適正な社会福祉施設の運営を確保し、本市における福祉サービスの向上を図るため、社会福祉法その他関係法令、関係通知等における遵守状況及び最低基準等の実施状況について監査するとともに、必要な助言及び指導を行う。	ク	社会福祉法その他関係法令により指導監査を行うことが必要とされており、本市における福祉サービスの向上を図るため、今後も継続して事業を実施する。	1.1			1				監査指導課	ク-1
169	社会福祉施設等監査指導事業	社会福祉施設整備工事検査事業	31	C											1	社会福祉施設の適正な整備及び補助金の適正な執行の確保を図るため、市からの補助金の交付を受けて社会福祉施設を整備する社会福祉法人に対し、社会福祉施設整備工事検査を行う。	ク	関東地方の指定都市で同様の事業を行っているのは横浜市のみであるが、埼玉県でも行っており、社会福祉施設の適正な整備及び補助金の適正な執行の確保を図るために必要な事業であるため、今後も継続して事業を実施する。	0.4			1				監査指導課	ク-1
170	介護保険事業検査指導事業	介護保険事業検査指導事業	345	B										1	1	介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、介護保険法の規定に基づき、市内の介護保険指定居宅サービス事業者等に対し人員、設備及び運営に関する基準等について指導及び監査を行う。 (埼玉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づく移譲事務である。)	ク	埼玉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づく移譲事務であり、介護保険法の規定により指導及び監査を行うことが必要とされているため、今後も継続して事業を実施する。	4.5			1				監査指導課	ク-1
171	老人福祉事務執行管理事業	老人福祉事務執行管理事業	93,033	C										1	2	・高齢者福祉電算システムの運用 ・高齢者相談員の配置 ・本庁及び区役所職員の研修等参加、備品の管理 ・高齢者福祉情報の提供	ク	市の高齢者施策の基本となる部分であるが、できるだけ事務効率を図るよう努力していきたい。	1.0	10.0	1				高齢福祉課	ク-1	
172	老人福祉事務執行管理事業	高齢者保健福祉計画等管理事業	5,147	A										1	2	平成20年度に作成した「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、各事業を計画的に推進している。 平成22年度においては「第4期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推進について、さいたま市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会の意見を反映しながら行う。	ク	実施義務が市町村にあるため、継続とする。	0.3			1			高齢福祉課	ク-1	
173	長寿祝事業	敬老祝金支給事業	100,077	C			1	1						1	1	御長寿の高齢者に対し、敬老の意を表するとともに、長寿を祝福することを目的として、敬老祝金支給事業を実施している。	イ	高齢化の進行により、対象者が増加しており、このまま続けた場合さらに多額の費用が必要となるため	4.4			1			高齢福祉課	イ-1	
174	長寿祝事業	シルバー元気応援ショップ事業	7,000	C										1	2	現在、65歳以上の市民に緊急時の連絡用として配布している「シルバーカード」を高齢者が協賛店の店頭において提示することにより、割引等の優待が受けられる制度。	カ	高齢者の増加する中、高齢者の生活支援や社会参加の促進のためにも、今後参加する店舗を増やしていく	0.3	0.3	1				高齢福祉課	ク-1	
175	長寿祝事業	長寿者訪問事業	416	C										1	1	市内に居住している各区最高齢者(男・女)に対し、敬老の意を表するとともに長寿をお祝いすることを目的として実施している。	ク	費用対効果としては、市長や区長が自宅等を訪問することで、大変感謝されている事業であり、低費用で効果のある事業であり、継続とする。	1.3			1			高齢福祉課	ク-1	
176	長寿祝事業	シルバーカード発行事業	567	C										1	1	新たに満65歳になられた方及び他市町村から転入された方を対象に身分証明書となるシルバーカードを発行している。又、平成22年度よりシルバー元気応援ショップ事業において、シルバーカードを活用した事業展開を予定している。	ク	付加価値のついたカードであるため、継続とする。	1.1			1			高齢福祉課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3			
177	長寿祝事業	敬老会等事業補助金	109,582	C			1	1							4	高齢者の方を敬愛し、その長寿を祝すとともにますますの健康を願って、老人の日(9月15日)を中心に敬老会等事業を行う地区社会福祉協議会へ補助金を交付する。	イ	平均寿命の延びを考慮し、年齢の引き上げを考える。	4.3				1				高齡福祉課	イ-1
178	高齢者大学事業	高齢者大学事業	12,364	C										1	3.4	高齢者の仲間づくりを通じた生涯学習活動を提供するとともに、卒業後の地域活動を促進するため、1年制の大学及び大学院を運営している。又、卒業後の活動団体としてシニアユニバーシティ校友会連合会を組織している。	カ	高齢者が増加している中で、定員の拡大等本事業の充実により、市民の地域的なつながりの維持や社会参加の促進など、あるいは、シルバーバンク事業との連携により、卒業後は地域貢献や社会活動への参画を促すことにより、活動的な高齢者の育成を図る。なお、このことに関して、5校舎(北浦和・東浦和・大宮中央・大宮・岩槻)をとりまとめる本部機能を備えた、卒業生の活動拠点となる施設を整備することも検討していく。	0.3				1		1		高齡福祉課	ウ-3
179	生きがい推進事業	生きがい推進事業	18,040	C										1	1.2, 4	高齢者の生きがい増進に繋げるため、高齢者の健康づくりやスポーツ、趣味の活動など社会参加を促進する事業を実施する。 ・シルバー作品展示会、シルバーゲートボール大会(協賛事業)、敬老マッサージ助成事業、全国健康福祉祭さいたま市実行委員会補助事業、世代間ふれあい事業	ク	健康と生きがいづくりを促進するだけでなく、将来における認知症等の介護予防にも効果があるため。	2.8		0.3	1		1		高齡福祉課	ケ	
180	生きがい推進事業	シルバーバンク運営事業	17,895	C		1	1							1		パワー人材・ボランティア・指導者人材・企業等OBの4つの人材バンクからなる、シルバーバンクを運営する。豊富な経験・知識等を有するシニア世代を地域社会の貴重な財産として登録し、同じく受入団体を募集するなかで、コーディネーターが適切なマッチングを行い、地域社会へ還元する。登録者の社会参加継続と相互交流を促進し、地域社会の活性化を図る。	ウ	シルバー人材センター等と募集人材が重複する可能性があるほか、社会福祉協議会で実施しているボランティアセンターとの整合も考えられる。	1.2				1			高齡福祉課	ウ-3	
181	老人クラブ育成事業	老人クラブ育成事業	36,970	C										1	2.4	高齢者の社会参加を促進し、高齢期を豊かにするために各地区で自主的に組織した老人クラブが行う、社会奉仕や趣味・教養の集い、レクリエーションなどの活動に対して、補助金を交付し、老人クラブ活動の支援を行っている。又、老人クラブ組織の自立支援を目的として、老人クラブに対する育成指導を行っている。	オ	若年高齢者の加入や名称変更を図り、活性化に努める	2.3				1		1		高齡福祉課	ク-1
182	シルバー人材センター事業	シルバー人材センター事業	386,881	C										1	4	60歳以上で就業する意欲と能力のある高齢者へ臨時的かつ短期的な就業の機会を提供している(社)さいたま市シルバー人材センターの運営費の補助等をおこない、その運営を支援する。	ク	高齢者の生きがいづくり及び地域社会への参加手段の1つとして重要であるため、継続とする	0.2				1		高齡福祉課	オ-8		
183	高齢者居室等整備事業	高齢者居室等整備事業(居室等整備資金融資及び利子助成)	226	C		1								1		高齢者と同居し、又は同居しようとする市民に対し、高齢者専用の居室を増築し、又は改築するために要する資金を融資し、利子の助成を行うものである。	イ	本事業は、平成15年度以降新規融資はされていないため、新規利用は認めない。	0.1				1		高齡福祉課	キ-2		
184	高齢者居室等整備事業	高齢者居室等整備事業(民間賃貸住替え家賃助成・居宅改善費補助)	7,200	C										1	1	高齢者の住宅の確保及び居住環境の改善のために次の事業を実施する。 ・高齢者民間賃貸住宅住替え家賃助成事業 ・要介護高齢者居宅改善費補助事業	ク	賃貸住宅の立ち退きを受けた高齢者が新たな賃貸住宅を確保したり、高齢者の身体的機能低下に応じて居住環境を改善するために必要な事業である。	0.1				1		高齡福祉課	ウ-3		
185	ひとり暮らし等高齢者事業	ひとり暮らし等高齢者事業	237,565	C										1	2.4	浴場利用事業、ふれあい会食サービス事業、日常生活用具給付事業、福祉電話事業、緊急通報・相談等事業及び安否確認等事業の展開を通じて、ひとり暮らし又は高齢者のみ世帯の高齢者の孤独感の解消や交流の機会を図ることや安全で安心した日常生活の確保を図ることを目的とする。	ク	経済的理由で通信手段を持たない市民の安全確保策として必要である。また外出機会の提供により単身高齢者にとっても交流を通じた地域とのつながりが持てるので、継続とする	2.0				1		1	高齡福祉課	ケ	
186	老人措置事業	老人措置事業	513,153	A										1	1	環境上の理由及び経済的な理由により 居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームへ措置し、生活の場の確保を行う。また、やむを得ない事由により介護保険法に規定する介護サービスを利用することが著しく困難な者に、必要なサービスを提供する。	ク	老人福祉法第11条により市町村に義務付けられた事業であり、虐待への対応も考えられるため、継続とする。	2.0				1		高齡福祉課	ク-1		

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2		
187	在宅介護支援センター事業	在宅介護支援センター事業	1,200	C								1	3	高齢者が暮らしやすいように住宅の改修を希望する者又は介護支援専門員に対して、理学療法士・作業療法士が住宅改修に関する相談に応じて、専門的な指導及び支援を行なう。	ク	住宅改修について、専門的な指導及び支援を受けられるため継続とする	0.1			1				高齡福祉課	ク-1
188	認知症高齢者等総合支援事業	認知症高齢者等総合支援事業	18,918	C								1	2	介護保険給付と合わせて、認知症高齢者等への次の支援策を総合的に整備し、提供する。 医療と介護の連携による早期発見・早期対応のシステム作り 専門職員の研修体制の整理拡充 地域支援体制の構築 認知症に関する相談体制の充実 認知症高齢者等の権利擁護として後見人制度の利用促進と高齢者虐待防止の推進体制構築のための調査研究	カ	今後加速的に増える認知症高齢者に対する権利擁護の支援体制として、法人による成年後見や虐待防止を推進する中核的センターを整備する必要がある。	1.0			1		1		高齡福祉課	ク-1
189	介護予防・生活支援事業	生きがい活動支援通所等事業	40,116	C									3	・生きがい活動支援通所事業及びミニデイサービスセンター事業(施設でのレクリエーション活動を通じて、高齢者の孤立感解消や自立助長、また介護予防を図る)	イ	生きがい通所について、現在の利用者についてアセスメントを行い、利用者の見直しを行うことによって、「元気アップシニア」との住み分けを考慮する中から、事業の縮小を考える。	1.0			1			高齡福祉課	エ-3	
190	介護予防・生活支援事業	シルバーハウジング事業	4,559	C								1	3	高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、その者の居住する住宅又は隣・近接するデイサービス運営事業を実施する老人福祉施設等から生活援助員を派遣して、これらの者が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるように在宅生活を支援する。	ク	独立して生活するには不安があるが、自炊が可能な程度の高齢者に対し、生活援助員を派遣することにより、自立して安全かつ快適な生活を送ることが可能となるため、継続とする。	0.3			1			高齡福祉課	エ-3	
191	介護予防・生活支援事業	介護予防水中運動教室事業	5,600	C								1	3	市内居住の60歳以上の市民のうち、健康に不安を抱えているか、要支援1、2の認定を受けた者を対象に、水中ウォーキングを中心とした運動機会を提供し、心身状況の維持改善を図る。	カ	自立した生活を促進するための介護予防事業であり、より多くの高齢者に参加してもらうため、事業の拡大を図るものである。	1.0			1			高齡福祉課	ク-1	
192	重度要介護高齢者対策事業	訪問理美容サービス事業	31,564	C								1	1	市内に居住する65歳以上の寝たきり状態である高齢者が健康で安らかな生活ができるよう、理・美容師が家庭を訪問し、理髪・髭剃りなどのサービスを受けられる訪問理・美容券を年間4枚交付しています。	ク	寝たきり高齢者の衛生的で快適な生活の確保ができることにも、経済的負担の軽減に繋がるため、継続とする。	1.2			1			高齡福祉課	ケ	
193	介護人材確保事業	介護人材確保事業	6,000	C								1	4	介護業務に従事していても関連する資格を持たない介護職員や主婦層・若年高齢者などを対象として、ホームヘルパー2級の資格取得に要する費用の一部を補助する。	ク	3か月以上就労した者に補助する制度なので、介護人材確保に寄与するため継続とする。	0.3			1			高齡福祉課	キ-2	
194	老人福祉センター等管理運営事業	老人福祉センター等管理運営事業	777,679	C								1	3	老人福祉センター8施設、健康福祉センター西楽園、老人憩いの家11施設の指定管理者による管理運営。	ク	多くの高齢者の憩いの場となっており、指定管理者制度を導入することにより、効果的効率的な運営が行われている。また、高齢者に関する各種の相談に応じ、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を供与することにより、介護予防に貢献している。	0.4			1	1	1	高齡福祉課	ク-1	
195	老人福祉施設管理運営事業	グリーンヒルうらわ管理運営事業	237,984	C		1	1						3	グリーンヒルうらわの指定管理者による管理運営	ア	公共性や公の関与の必要性が薄れ、民間に任せようが適当であるため	0.2			1	1		高齡福祉課	エ-2	
196	老人福祉施設管理運営事業	年輪荘管理運営事業	19,647	C			1						3	年輪荘の指定管理者による管理運営	ク	メルクマールは(3)であるが、借地であるため譲渡は困難。また、措置事業を継続的に実施する必要がある。	0.1			1	1		高齡福祉課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
197	老人福祉施設管理運営事業	デイサービスセンター管理運営事業	28,649	C		1	1		1					3	デイサービスセンター4施設の指定管理者による管理運営	イ	4施設を個別に精査し、廃止可能な施設は見直しを検討し、事業全体として縮小させる	0.1				1	1			高齡福祉課	エ-2
198	老人福祉施設運営補助事業	軽費老人ホーム事務費補助金交付事業	102,475	C										1	4 軽費老人ホームを運営する社会福祉法人が入所者から徴収すべき事務費の一部を減額した額を助成する。	ク	高齢者の安心した住宅の確保という観点からも、費用対効果の妥当性はあり継続とする。	0.2				1		1		高齡福祉課	ク-1
199	老人福祉施設運営補助事業	民間老人福祉センター運営費助成事業	39,476	C										1	4 社会福祉法人が設置・運営を行う老人福祉センター「ふれあいセンターしらぎく」を、公設センターと同じ料金で利用できるように運営費の一部を助成する。	ク	市が行うべき事業だが、法人が土地を提供し運営補助を約束して整備された事業であり、連日多くの利用者に活用されているため補助は継続する必要がある。なお、老朽化による設備修繕の問題が発生してきている。	0.1				1		1		高齡福祉課	ク-1
200	老人福祉施設等施設建設補助事業	老人福祉施設等施設建設補助事業	1,130,505	C										1	4 社会福祉法人等が建設する介護老人福祉施設等に対し、施設建設費または設備整備費の一部を助成する。	ク	居宅での生活が困難な要介護高齢者の増加に対応する必要がある。また、市民ニーズの高い事業でもある。費用にみあった効果がでているので、継続とする。	2.0				1				高齡福祉課	ク-1
201	公立老人福祉施設建設事業	公立老人福祉施設建設事業	588	C			1							3	桜丘高齢者・児童福祉施設建設	ア	与野市当時に老人福祉センター用地として確保した土地であるが、中央区には既に「老人福祉センターいこい荘」を整備済であることから、老人福祉センター建設事業としては廃止し、要望の強い公園用地としての活用を検討していく。	0.1				1				高齡福祉課	ア-4
202	社会福祉執行管理事業(介護保険課)	地域密着型サービス運営委員会	248	A										1	1 地域密着型サービスの円滑かつ適正な運営を図るため、さいたま市地域密着型運営委員会において、専門家の意見を聞く。	ク	法定事務であるため、縮小・廃止は不可能だが、その中でもコスト削減に努め、引き続き事業継続とする。	0.5				1				介護保険課	ク-1
203	社会福祉執行管理事業(介護保険課)	厚生労働統計調査委託業務	87	A										1	1 介護サービスの提供体制、提供内容等を把握するため、介護保険施設等の事業所に対して統計調査をおこなう。	ク	国からの委託事務であるため、縮小・廃止は不可能。市費負担はゼロであるが、その中でコスト削減を努め、引き続き事業継続とする。	0.5				1				介護保険課	ク-1
204	訪問介護員養成等研修事業	認定調査員等研修	636	C										1	1 認定調査に従事する者が要介護認定等に関する必要な知識・技能を修得し、公平・公正かつ適切な認定調査が行えるようにするために実施している研修事業	ク	老健局長通知により市が実施すべき事業とされているため、縮小・廃止は困難だが、その中でコスト削減に努め、引き続き事業継続とする。	2.0				1				介護保険課	ク-1
205	介護人材確保事業(介護保険課)	介護人材確保事業(介護保険課)	3,405	C		1								4	介護人材の育成・定着や処遇改善を図るために、介護福祉士の資格取得を支援し、質の高い介護サービスを提供できる人材の育成を図ります。今年度は介護技術講習会(実技試験免除)の受講者に対して、20,000円の補助を行います。	オ	速やかに県と調整のうえ、県の制度との住み分けなどについて検討するとともに、平成24年度から介護福祉士の受験資格要件が変更となるため、他の人材確保策なども含め事業内容の改善等を検討していく。	0.6	0.2		1		1		介護保険課	オ-5	
206	在宅介護支援センター事業	在宅介護支援センター事業	195,995	C				1		1				3	在宅の支援を必要とする高齢者やその家族の方などに対し、日常生活上の不安や介護サービスなどに関する総合的な相談、高齢者や介護者のニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるように関係各機関との連絡調整などを行う。	ウ	在宅介護支援センターを地域包括支援センターのブランチ(支店)とし、相談業務の効率化を検討する。	1.1				1				介護保険課	ウ-2
207	宅配食事サービス事業	宅配食事サービス事業	191,310	C	1				1					3	ひとり暮らしの高齢者及び高齢者世帯に対し、地域のボランティアや社会資源を活用し、定期的に食事を宅配することにより、健康管理、孤独感の解消、安否確認を行う。	ク	平成22年度末までに週5回にサービス拡大を実現し、平成23年度以降は、経費削減等に努めながら事業を継続していく。	1.1				1				介護保険課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
208	重度要介護高齢者対策事業	重度要介護高齢者手当	541,250	C				1						1	身体上または精神上の障害のため日常生活に支障のある高齢者の経済的な負担を少しでも和らげるために、月額1万円を支給する。	イ	支給対象要件(要介護度、所得要件)等をより厳正にしていく方向又はより効果的な事業への再構築も含めて、平成22年度に制度の抜本的見直しを検討し、既存の利用者等に十分周知を図った上で、平成24年度から制度の見直しを実施する。	3.2			1		1			介護保険課	ケ
209	重度要介護高齢者対策事業	重度要介護高齢者紙おむつ支給事業	182,000	C									1	1	常時おむつを使用している在宅の高齢者に対し、月1回使える紙おむつ利用券(限度額6,000円)を支給する。	ク	対象範囲の見直し等も検討しつつ、引き続き、低所得で重度要介護高齢者の負担軽減や快適な生活を維持するため、事業を継続していく。	2.1			1					介護保険課	ク-1
210	重度要介護高齢者対策事業	重度要介護高齢者等寝具乾燥事業	2,696	C									1	3	家庭において寝具類の乾燥等を行うことが困難な高齢者に対し、寝具乾燥・消毒・丸洗いをを行う。	ク	寝たきりの高齢者の健康管理に資するため、今後も効果的な執行に努めながら本事業を行っていく。	2.1			1					介護保険課	オ-8
211	在宅ケアサービス公社運営補助事業	在宅ケアサービス公社運営補助事業	34,003	C			1	1		1				4	市民の福祉増進に寄与することを目的とする財団法人さいたま市在宅ケアサービス公社の運営費を助成する。	ウ	平成23年4月に予定している在宅ケアサービス公社と社会福祉協議会の統合を支援するとともに、統合に併せて運営経費と補助金の縮減を図る。また、社会福祉協議会に対する補助金等のあり方も踏まえ、運営費補助を事業費補助へ変更することを検討する。	0.1			1		1			介護保険課	ウ-3
212	介護保険特別対策事業	障害者訪問介護等利用者負担軽減額事業	631	C									1	4	障害者自立支援法「ホームヘルプサービス」を65歳到達以前におおむね1年間利用していた者又は要介護認定を受けた40歳から64歳の者で、かつ境界層該当として定率負担額が0円になっていた者に対し、介護保険の訪問介護に係る利用者負担を全額免除するもの。	ク	老健局長通知により市が実施すべき事業として、国実施要綱に基づき行っている事業のため、縮小・廃止は困難だが、その中でコスト削減に努め、引き続き事業継続とする。	0.1			1			1		介護保険課	ク-1
213	介護保険特別対策事業	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	452	C									1	4	低所得者のうち特に生計が困難である方に対し、介護保険サービスの利用を促進する為、社会福祉法人が提供する介護保険サービスを利用した際、利用料の一部を軽減し、その軽減した額の一部を実績に応じて、当該社会福祉法人に補助金として交付するもの。	ク	老健局長通知により市が実施すべき事業として、国実施要綱に基づき行っている事業のため、縮小・廃止は困難だが、その中でコスト削減に努め、引き続き事業継続とする。	0.1			1		1			介護保険課	ク-1
214	介護保険特別対策事業	在宅サービス利用者負担助成事業	2,790	C				1						1	在宅介護サービスの利用者負担の支払いが困難な方に対して、利用料の一部を助成する。	ク	在宅での介護を必要とする認定者は年々増加している。低所得により在宅サービスの利用が困難となることのないよう、今後も当該事業において、低所得者の負担軽減を図る必要があるため、継続する。	1.0			1			1		介護保険課	ク-1
215	介護保険特別対策事業	介護保険高額介護サービス費等資金貸付事業	300	C		1	1	1	1		1			1	支給される高額介護サービス等費の額を限度に、介護保険サービス利用時の支払いに要する資金を無利子で貸し付けするもの。	ア	平成12年度の制度創設以来10年が経過するが、これまで1件の利用実績もなく、類似する事業もあることから、平成22年度をもって廃止する。	0.1			1					介護保険課	ア-3
216	介護保険事業者指定事業	介護保険事業者指定事業	306	B									1	2	介護保険法、関係政省令に基づき、介護保険サービス事業者の指定、指導を行う。適切な指定、指導等を行うことにより、利用者に安定した介護サービスを提供することができる。	ク	事業者指定業務は県より権限委譲を受けた事務であり、今後も適正な介護保険サービス事業者の指定、指導等を行う必要があるため、継続とする。	1.5	0.4	1						介護保険課	ク-1
217	介護保険事業特別会計繰出金	介護保険事業特別会計繰出金	7,981,000	A									1	1	保険給付費及び地域支援事業費の市負担分、並びに介護保険事業運営に係る人件費及び事務費の財源に充当するため、一般会計から介護保険事業特別会計へ繰り出し(支出)をするものである。なお、介護保険法により、各事業における市の負担割合は厳格に規定されている。	ク	法律により義務付けられた介護保険事業に対する一般会計からの支出であり、現状では法定の負担割合以上の支出がないため、今後も介護保険事業が繰出超過(赤字)とならないよう健全運営に努める。	0.1			1					介護保険課	ク-1
218	介護保険事業特別会計(歳出)	介護保険事業特別会計(歳出)	52,562,000	A									1	2	加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う。	ク	法律により義務付けられた事業であり、現状では法定の負担割合以上の市の支出もないため、引き続き介護保険事業が繰出超過とならないよう健全運営に努める。また、被保険者の増加に伴い、事業費の増加は避けられないが、事業内容については、業務の効率性等の観点から常に点検を行っていく。	100.0	116.0	1		1			介護保険課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書	担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用				臨 時	様 式 2	附 表 1
219	障害者福祉執行管理事業	障害者福祉執行管理事業	33,369	C									1	1	障害者福祉施策の執行管理に要する共通事務経費及び障害福祉システムの運用管理等に要する経費。	カ	障害福祉課及び各区役所支援課において障害者支援施策を円滑に実施するために必要な経費である。事務の円滑・正当な執行のためにも、障害福祉システムの再構築は不可欠であるので拡大とする。	1.0			1		1		障害福祉課	ク-1
220	障害者福祉執行管理事業	障害者施策推進協議会運営事業	1,098	A									1	1	障害者計画に関し、障害者基本法第9条第5項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議すること。 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。	カ	ノーマライゼーション条例(仮称)制定後に条例に係る推進体制として位置づけられる必要があることから拡大とする	0.3			1				障害福祉課	ク-1
221	障害者福祉執行管理事業	障害者総合支援計画策定及び進行管理事業	4,500	A									1	2	国の障害者基本計画を元に、障害者の状況等を勘案し、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するとともに、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるとともに、計画の進行管理を行う。	ク	ノーマライゼーション条例(仮称)制定後に条例に係る計画を立て、進行管理を行っていく必要がある	0.3			1				障害福祉課	ク-1
222	障害者福祉執行管理事業	障害福祉ガイド作成事業	1,260	C									1	2	障害福祉ガイドの作成。 平成20年度版のガイドブックについて、市内の対象者(手帳所持者)全員に全戸配布を行い、また視覚障害者の方(1,2級の方のみ)には音声テープ版を配布した。その後大幅な制度改正が予定されていないため、平成21年度、22年度については改訂版の作成はせず、増刷のみ行う。	ク	内容の修正等を定期的に行い、より使いやすいガイドブックを作成する。 特に視覚障害者を対象とした情報提供については、従来の点字版、音声テープ版以外にも多様な媒体があり、画一的な対応が難しいといった課題がある。今後アンケートなどを通じて意見を収集し、より使いやすいガイドブックの作成に向けて検討を行う。	0.3			1				障害福祉課	ク-1
223	障害者福祉執行管理事業	大都市会議等主管課長会議事業	139	C									1	1	大都市保健福祉主管課長会議に出席し、大都市の抱える問題を議論し、情報交換をすることで、本市における障害者福祉施策の円滑な運営及び推進を図るための各種資料を得ると共に、各地方公共団体で共通する課題をとりまとめ、その解決に向け国等へ提案、要望を行う。	ク	随時各都市で抱える課題を把握し、その解決へ向けた活動を迅速に行う必要があるため。	0.1			1	1			障害福祉課	ク-1
224	障害者福祉執行管理事業	ノーマライゼーション条例(仮称)制定事業	1,367	C									1	1	障害者も健常者も共に地域で暮らせるノーマライゼーション条例(仮称)を制定する。	キ	条例制定後、事業を障害者施策推進協議会運営事業に統合し、計画の策定や進行管理を行う。	0.3			1				障害福祉課	キ-1
225	障害者福祉執行管理事業	指定医師審査部会運営事業	297	A									1	1	身体障害者手帳申請の際に用いる診断書を作成する医師は、市長が指定した医師でなくてはならない(この医師を身体障害者福祉法第15条に規定があるため、15条指定医師という)。当該審査部会は、身体障害者手帳の交付に係わる医師としての資格等を満たしているかどうかを審査するものである。	ク	身体障害者の更生の為の援護を適切に実施するため、今後も定期的に審査会を開催していく。	0.1			1				障害福祉課	ク-1
226	障害者福祉執行管理事業	指定医師研修会事業	150	C									1	5	埼玉県、川越市との共催事業。1年に1度開催し、15条指定医師は5年に1度研修を受講しなければならない(さいたま市身体障害者福祉法第15条第1項の規定による医師の指定審査基準要領)。身体障害者手帳の障害程度認定の均衡、意識の向上及び情報交換を目的とする。	ク	3自治体(埼玉県、川越市、さいたま市)の共催という形式のため、対費用効果等多くの面で、さいたま市単独で事業を行うより効率よく研修会を開催することができているといえる。そのため、開催形式は継続し、今後も内容の充実などに努めていく。	0.3			1	1			障害福祉課	ク-1
227	障害者福祉執行管理事業	療育手帳判定審査委員会運営事業	26	C									1	1	療育手帳の異議申立てがあった場合、判定機関から協議があった場合に障害程度の審査を行うため、審査委員会を設置するもの。	ク	制度の周知を進めるとともに、療育手帳の交付事務について今後も適切に処理を行っていく。	0.1			1				障害福祉課	オ-5
228	障害者福祉執行管理事業	地域自立支援協議会運営事業	245	A									1	1	・地域自立支援協議会の開催 コーディネーター連絡会議で協議された困難事例への対応に関する報告及び相談支援事業の例示を含めた実績報告を受け、地域における支援体制、関係機関による連携体制の構築、社会資源の開発等に向けた協議を行うもの。	ク	地域自立支援協議会は、地域における支援体制や関係機関による連携体制を構築するための中心的な役割を担っており、障害者の福祉を推進するために事業を継続していく必要がある。	0.3			1				障害福祉課	ク-1
229	障害者福祉執行管理事業	自立支援医療機関(精神通院医療)指定審査会運営事業	50	C									1	1	自立支援医療(精神通院医療)を担当する医療機関(病院・診療所、薬局、訪問看護ステーション)を「さいたま市指定自立支援医療機関(精神通院医療)指定審査基準要領」に基づき指定するにあたり、判断に窮する審査条件が生じた際に当該審査会を開催し、医学的見地からの専門的な意見を仰ぐものである。	ク	医療機関の指定にあたり、より専門的な見地からの判断を求めるために必要な事業であり、今後も必要に応じて開催する。	0.1			1				障害福祉課	オ-5

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
230	障害者福祉執行管理事業	自立支援費支給決定事業	290	C									1		1	障害程度区分認定を除く、区役所支援課における調査旅費及び有料道路使用料。	ウ	障害者福祉執行管理事業の旅費に統合。	0.1			1				障害福祉課	オ-9
231	福祉団体補助事業	福祉団体補助事業	2,047	C									1	4	障害者団体や障害児(者)をもつ親の会に対し、運営費補助金を交付する。	ク	障害者福祉の向上のため今後も事業を継続するが、交付先団体の事業内容や会計を注視し、不適切な補助金交付とならないよう今後とも確認を徹底していく。	0.1			1		1		障害福祉課	オ-8	
232	障害者支援事業	寝具乾燥消毒等事業	647	C									1	3	家族等が布団を干すことが困難な世帯で、常時臥床の状態にある重度身体障害者の家庭を訪問し、寝具の乾燥及び丸洗いを行うことにより、障害者の健康管理及び福祉の向上を図る。	ク	常時臥床の状態にある重度身体障害者の布団を清潔に保つことは、衛生環境、健康管理の面からも重要であり、引続き事業を実施する。	0.1			1				障害福祉課	オ-7	
233	障害者支援事業	訪問理容サービス事業	2,988	C									1	3	理容店に行くことが困難な、在宅の重度心身障害者の家庭を訪問し、理容サービスを提供することにより、清潔を保持し、精神的、経済的負担を軽減し、福祉の向上を図る。	ク	在宅の重度心身障害者の清潔を保持し、福祉の向上を図るためにも、今後も継続して実施する必要がある。	0.1			1				障害福祉課	ケ	
234	障害者支援事業	緊急通報システム設置事業	826	C									1	3	在宅の常時注意を要する重度身体障害者が、急病・事故などの緊急時にボタン一つで通報できるよう緊急通報電話機を設置する。	ク	一人暮らし又は実質独居に近い障害者にとって、緊急事態のリスクは高く、事業としては継続する必要がある。	0.1			1				障害福祉課	ク-1	
235	障害者支援事業	手帳診断書料補助事業	13,920	C									1	4	身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請等に必要医師の診断書の作成に要する費用の全部又は一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。	ク	身体及び精神に障害の方の福祉の向上を図るため、今後も継続して実施する。	0.1			1		1		障害福祉課	ケ	
236	障害者支援事業	点字図書館運営費補助事業	32,257	A									1	4	点字図書館、録音図書資料等を収集し保存して視覚障害者の利用に供するとともに、その読書に関する環境整備を図り、視覚障害者情報提供施設として福祉の向上に資することを目的とし、当該施設設置者に対し補助金を交付して当該施設の円滑な事業運営を図る。	ク	視覚障害者に対して、点字図書、録音図書の貸し出しをすることによって、福祉の増進を図る必要がある。	0.2			1		1		障害福祉課	ク-1	
237	障害者支援事業	居宅改善整備費補助事業	3,900	C									1	4	市内に居住する重度身体障害者(児)の居宅について、その障害程度に合わせた居宅の改善整備を行う経費を補助し、障害者の自立助長と福祉の向上を図る。	ウ	日常生活用具の住宅改修事業との統合を検討する。	0.1			1		1		障害福祉課	ウ-3	
238	障害者支援事業	レスパイトサービス事業	745	C									1	3	障害者自立支援法により実施される短期入所事業を補完し、在宅の知的障害者及びその家族の福祉の向上を図るため、障害者を契約施設に短期入所させ、介護している者を一時的に、一定の期間、介護から解放する事業。対象は療育手帳所持者。一回の利用につき最長2日。	ク	国の制度を補完する事業として意義はあるが、障害者自立支援法の改廃の状況を見据えながら、国の制度に移管統合していくように見直す必要がある。	0.1			1				障害福祉課	ク-1	
239	障害者支援事業	知的障害者(児)短期入所事業	1,791	C									1	3	障害者自立支援法により実施される短期入所事業を補完し、在宅の知的障害者及びその家族の福祉の向上を図るため、障害者を介護している家族等が、疾病等の理由により、居宅における介護ができない場合に、障害者を一時的に契約の社会福祉施設に入所させる事業。	ク	国の制度を補完する事業として意義はあるが、障害者自立支援法の改廃の状況を見据えながら、国の制度に移管統合していくように見直す必要がある。	0.1			1				障害福祉課	ク-1	
240	障害者支援事業	相談員設置事業	1,322	A									1	1	障害に関する様々な相談について、民間の協力者の中から市が委嘱し、障害者または家族からの相談に応じ、各区役所支援課など、関係機関との調整にあたる。担当地区の障害者の家庭の実情を把握し、相談、指導を必要とする家庭の発見に努め、必要な助言、指導等を行う。	ク	さいたま市障害者総合支援計画の重点プログラムとして、地域で生活する障害者とその家族を支援するために、相談支援システムを構築することが挙げられており、必要な助言、指導等を今後も継続して行う。	0.3			1				障害福祉課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見 直 し 内 容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
241	障害者支援事業	心身障害者相談員設置事業	18,575	C											1	1	ク	市民の身近な相談に応じる窓口として区役所での相談は継続する必要がある。	0.1			1					障害福祉課	ク-1
242	障害者支援事業	心身障害者地域ケア事業	346,563	C											1	4	イ	当該事業は平成18年10月1日施行の障害者自立支援法第5条1項に定める障害福祉サービス事業所及び同法第77条1項に定める地域活動支援センターへ移行する前段階として位置付けられているケア施設への補助事業であるため、移行を促進することで、事業費増加の抑制に努める。	0.5			1		1			障害福祉課	イ-1
243	障害者支援事業	障害児(者)生活サポート事業	69,090	C											1	4	ク	障害福祉サービスや地域生活支援事業は、利用要件や利用可能なサービスの制約が多々存在するが、多様で柔軟なサービスを提供することができる本事業は、それらの制度の隙間部分を補完することができ、障害児(者)が地域で生活するために必要不可欠な事業であるため。	0.3			1		1			障害福祉課	オ-5
244	障害者支援事業	生活ホーム事業	107,422	C		1										4	イ	心身障害者の社会的自立の助長を目的として、生活ホームを設置する社会福祉法人及び障害者の福祉に関する団体に対し生活ホームの運営や家賃等に要する経費の一部を補助する。	0.1			1		1			障害福祉課	イ-1
245	障害者支援事業	心身障害児特別療育事業	32,384	B											1	4	ク	県内3ヶ所の重度心身障害児施設に入所している重度障害児の処遇の向上を図るとともに、直接処遇員の労働条件を維持する等の施設の円滑な運営を図るため、さいたま市の児童数に応じた額を補助する。また、上記の児童が使用する貸しおむつの費用の一部を補助する。	0.1			1		1			障害福祉課	オ-5
246	障害者支援事業	福祉タクシー利用料金助成事業	176,993	C											1	4	カ	重度心身障害者の生活圏の拡大及び社会参加の推進を図るため、福祉タクシー券を交付し、タクシー利用料金の一部を助成する。	0.2	0.5		1			1		障害福祉課	ケ
247	障害者支援事業	自動車燃料費助成事業	27,000	C											1	4	カ	身体障害者と知的障害者のみが助成対象となっており、対象外となっている精神障害者との不均衡を是正するため、精神障害者保健福祉手帳(1級)の所持者まで助成対象を拡大することを検討する。また、18歳以上の対象者については本人運転に限定されているが、運転免許を取得することが困難な方もいることから、同居の家族の運転についても対象とすることを検討する。	0.2			1			1		障害福祉課	ケ
248	障害者支援事業	小規模作業所ステップアップ事業	700	C											1	3	ク	心身障害者地域ケア施設及び精神障害者小規模作業所の職員に対し、法人格取得に必要な事項や障害者自立支援法上に位置付ける施設に移行するために必要な事項(会計処理等)について研修を行う。	0.2			1					障害福祉課	ク-1
249	障害者支援事業	授産製品販売所提供事業	9	C											1	5	カ	障害施設職員及び通所者が授産製品等を販売するために、区役所内の一部スペースを提供する。	0.2			1					障害福祉課	ク-1
250	障害者支援事業	難病患者等短期入所事業	112	C											1	3	ク	難病患者等家族の病気等の利用により、介護を受けることが困難になった場合に、一時的に医療機関に受入れ、本人や家族の支援を行う。	0.1			1					障害福祉課	ク-1
251	障害者支援事業	難病患者等ホームヘルプサービス事業	201	C											1	3	ク	難病患者等のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、日常生活を営むのに必要なサービスを提供する。	0.1			1					障害福祉課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3
252	障害者支援事業	全身性障害者介助人派遣事業	12,292	C									1	4	長時間の介助が必要な全身性障害者(ALS患者、筋ジストロフィー患者等)に対し、ホームヘルパーの確保が困難な夜間・早朝に介助人を派遣する。	ク	全身性障害者がヘルパーの確保が困難な時間帯に介助人を派遣する事業なので今後も継続していく。	0.1			1					障害福祉課	ク-1
253	障害者支援事業	精神障害者小規模作業所運営費補助事業	76,265	C									1	4	精神障害者の社会復帰促進を図るため、通所により必要な作業訓練や社会適応訓練の場を提供する精神障害者小規模作業所を市内に設置する団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。	イ	多くの施設は経営基盤が脆弱であるため、精神障害者小規模作業所事業に要する運営費等を補助することにより、安定した運営基盤を確保し、法定施設(障害福祉サービス事業所、地域活動支援センター)への事業移行を促進することで、事業費の抑制を図る。	0.2			1					障害福祉課	イ-1
254	障害者支援事業	精神障害者生活訓練施設運営費補助事業	44,713	C									1	4	精神障害者のため、家庭において日常生活を営むのに支障がある精神障害者が日常生活に適應できるように、低額な料金で、居室その他の設備を利用させ、必要な訓練及び指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。	ウ	障害者自立支援法附則第48条の規定により、精神障害者社会復帰施設等は、平成23年度末までの経過措置期間内に新事業体系に移行することになっている。	0.2			1					障害福祉課	ク-1
255	障害者支援事業	精神障害者通所授産施設運営費補助事業	65,788	C									1	4	雇用されることが困難な精神障害者が自活できるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る。なお、通所者20人以上の施設を対象とする。	ウ	障害者自立支援法附則第48条の規定により、精神障害者社会復帰施設等は、平成23年度末までの経過措置期間内に新事業体系に移行することになっている。	0.2			1					障害福祉課	ク-1
256	障害者支援事業	精神障害者小規模通所授産施設運営費補助事業	32,400	C									1	4	雇用されることが困難な精神障害者が自活できるように、低額な料金で、必要な訓練を行い、及び職業を与えることにより、その者の社会復帰の促進を図る。なお、通所者20人未満の施設を対象とする。	ウ	障害者自立支援法附則第48条の規定により、精神障害者社会復帰施設等は、平成23年度末までの経過措置期間内に新事業体系に移行することになっている。	0.2			1					障害福祉課	ク-1
257	障害者支援事業	精神障害者福祉工場運営費補助事業	36,730	C									1	4	通常の事業所に雇用されることが困難な精神障害者を雇用し、及び社会生活への適應のために必要な指導を行うことにより、その者の社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進を図ることを目的とする。	ウ	障害者自立支援法附則第48条の規定により、精神障害者社会復帰施設等は、平成23年度末までの経過措置期間内に新事業体系に移行することになっている。	0.2			1					障害福祉課	ク-1
258	自立支援給付等事業	自立支援費支給決定事業	2,355	A									1	2	介護給付・訓練等給付を希望するものに対し、支給決定を行う。	ク	法定事業のため継続とする。 障害者自立支援法が廃止され、平成25年8月には新たな制度により実施予定。	0.1			1					障害福祉課	ク-1
259	自立支援給付等事業	自立支援医療費(更生医療)給付事業	850,487	A									1	4	障害者が障害を軽減するため、その障害の部位に対する手術などの医療を受ける場合、その医療費の一部を公費負担するもの。	ク	法定事業のため継続とする。 障害者自立支援法が廃止され、平成25年8月には新たな制度により実施予定。	0.2			1		1			障害福祉課	ク-1
260	自立支援給付等事業	自立支援医療費(精神通院医療)給付事業	1,321,530	A									1	4	精神障害者の通院にかかる医療費の一部を公費負担し、経済的負担を軽減する。 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)受給者証を発行する。	ク	法定事業のため継続とする。 障害者自立支援法が廃止され、平成25年8月には新たな制度により実施予定。	0.6	0.8	1		1			障害福祉課	ク-1	
261	自立支援給付等事業	補装具給付事業	173,000	A									1	4	身体の失われた部位、障害のある部分を補って、必要な身体機能を獲得する、あるいは補うために補装具の交付又は修理のための補装具費を支給する。	ク	法定事業のため継続とする。 障害者自立支援法が廃止され、平成25年8月には新たな制度により実施予定。	0.2			1		1			障害福祉課	ク-1
262	自立支援給付等事業	障害程度区分認定審査会運営事業	9,631	A									1	4	介護給付を希望する者に対し、障害程度区分を認定するために必要な調査を実施し、障害程度区分を認定するため障害程度区分認定審査会を運営する。	ク	法定事業のため継続とする。 障害者自立支援法が廃止され、平成25年8月には新たな制度により実施予定。	0.3			1					障害福祉課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
263	自立支援給付等事業	自立支援給付事業	6,028,945	A									1	2	障害者自立支援法に基づく介護給付・訓練等給付などの自立支援給付費を支給することにより、障害のある方の自立と社会参加の促進を図る。	ク	障害者自立支援法により、市町村が行う事業として定められている法定受託事務であるため	2.0			1			1	障害福祉課	ク-1
264	自立支援給付等事業	障害福祉サービス安定化事業	20,000	C									1	4	・利用者負担助成事業 入所施設を除く障害福祉サービス及び地域生活支援事業を利用する市民税非課税者を対象に、定率負担額の1/2(市の施策)と国軽減後の利用者負担額とを比較して低額の方を適用し、市の施策が上回る場合には償還払いとして助成する。また、入所及び通園の障害児施設利用者のうち、市民税所得割28万円未満の世帯を対象に、定率負担額の1/2と国軽減後の利用者負担額とを比較して低額の方を適用し、市の施策が上回る場合には償還払いとして助成する。 ・通所施設運営安定化支援事業 平成18年4月1日時点で開所していた市内の民間身体・知的障害者通所施設(8施設)を対象とし、障害者自立支援法施行前の「平成18年3月の定員に対する収入」と「各月の利用実績に基づく報酬額」との差額の1/2から、特別対策費(国の障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく特別対策事業による助成額)を差し引いた額を補助する。	ク	障害福祉サービス安定化事業としては、今後も継続していくが、事業内容については障害者自立支援法のあり方や、国の障害者施策のあり方等の方向性を注視し、よりよい制度となるように検討していく。	0.5		0.3	1		1	1	障害福祉課	ク-1
265	自立支援給付等事業	障害者自立支援特別対策事業	154,282	C									1	2	障害者自立支援法の施行に伴う、事業者の安定した運営、新法への円滑な移行等を図るため、国が都道府県に障害者自立支援対策臨時特例交付金を交付し、その交付金を活用して特別対策事業を実施することにより、障害のある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援することを目的とする。	ク	障害者自立支援法の施行に伴う事業者運営を安定させることで、障害のある方への支援を安定させることを目的としており、全都道府県で一律に実施されている事業であるため。	0.3			1		1	障害福祉課	キ-2	
266	自立支援給付等事業	グループホーム等設置促進補助事業(施設整備)	19,600	C									1	4	入所施設及び退院可能な精神障害者の地域移行を達成するため、社会福祉法人等に対しグループホーム等の施設整備費の一部を助成する	ク	入所施設及び精神障害者生活訓練施設を運営する事業者によるグループホーム等の施設整備は進んでいるが、今後もより多くの障害者が地域移行できるように引き続き支援を行う必要がある。	0.3			1		1	障害福祉課	ク-1	
267	自立支援給付等事業	グループホーム等設置促進補助事業(差額補助)	6,144	C									1	4	市独自事業の生活ホームが、法定事業であるグループホーム等よりも補助金額が大きいため、生活ホーム運営補助額とグループホーム等の訓練等給付費との差額の一部を助成することでグループホーム事業者の運営安定化を図り、生活ホームからの移行及び新規事業者参入を促進する。	ク	グループホーム事業者の運営安定を図るため、生活ホームとグループホームの差額助成を継続する。また運営費の補助だけではなく配置する職員の育成やサポート体制、制度の周知・運営に対する支援なども強化する必要がある。今後も、国や埼玉県等の補助制度を勘案しながら移行しやすい環境を整備する。	0.3			1		1	障害福祉課	ク-1	
268	自立支援給付等事業	超重症心身障害児短期入所等促進事業	2,000	C									1	4	人工呼吸器を使用する等、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児(以下「超重症心身障害児」という。)を介助する家族の精神的、身体的負担が非常に重い状況にあるため、短期入所事業を拡大することにより、超重症心身障害児を介助する家族の精神的、身体的負担の軽減を図ることを目的とし、医療機関が実施する短期入所事業所が超重症心身障害児を受け入れた場合に、1日あたり2万円支給する。	カ	超重症心身障害児を抱える家庭の負担軽減のためには必要な事業であるため、受入れ事業所の拡大を図る。	0.3			1			障害福祉課	ク-1	
269	地域生活支援事業	訪問入浴サービス事業	35,381	C									1	3	家庭において入浴することが困難な重度身体障害者の生活を支援するため、定期的に入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図る。	ク	障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持及び福祉の向上を図るため、今後も継続して実施する。	0.1			1		1	障害福祉課	ク-1	
270	地域生活支援事業	障害者更生訓練費支給事業(更生訓練費)	3,908	C			1						1	1	一般就労を目指す訓練や自立生活を目指す訓練を受けており、一定の所得要件(生活保護受給者並びに市町村民税非課税者の一部)を満たす障害のある方に訓練に必要な経費及び交通費を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。	イ	本事業の支給額と実際に係る経費に差が生じているため、実態を精査し、縮小を含めた見直しを検討する。	0.3			1		1	障害福祉課	イ-4	
271	地域生活支援事業	障害者更生訓練費支給事業(就職支度金支給事業)	288	C									1	1	一般就労等を目指す訓練等を経て就職等により自立することとなった障害者の方に、就職支度金を支給することで社会復帰の促進を図ることを目的とする。	ク	障害者自立支援法の目的のひとつに、就労支援が挙げられており、障害のある方の一般就職を促進するためにも必要な事業である。	0.6			1			障害福祉課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3			
293	社会参加推進事業	要約筆記奉仕員派遣事業	3,938	A									1	3	聴覚障害者等のコミュニケーションを保障し、社会参加を促進するため、要約筆記奉仕員を派遣する。	ク	聴覚障害者、特に手話の出来ない難聴者・中途失聴者にとって必要な事業であるので今後も継続していく。 また、手書きの要約筆記だけではなくパソコン要約筆記も行なえるよう体制を整えていく必要がある。	0.1			1					障害福祉課	ク-1
294	社会参加推進事業	聴覚障害者情報提供施設運営費補助事業	1,929	B									1	4	聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保し、日常生活の向上と社会参加の促進を図るため、情報機器の貸出や字幕・手話入りのビデオテープの貸出、製作等を行う聴覚障害者情報提供施設の円滑な運営を図るため経費の補助を行う。	ク	聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保し、日常生活の向上と社会参加の促進を図るため、今後も継続して実施する。	0.1			1		1			障害福祉課	オ-5
295	社会参加推進事業	視覚障害者情報提供事業	2,523	C									1	3	視覚障害者に対し、日常生活に必要な情報を点訳や音訳等にして提供する。また、点訳及び音訳ボランティアの養成を図る。	ク	視覚障害者にとって活字以外の媒体で情報提供を行なうことで、社会参加や福祉の増進につながるため、今後も継続していく。 しかし、情報提供の媒体については、点字、音声テープだけではなくデジタイズなどの新しい媒体も検討していく。	0.1			1					障害福祉課	ク-1
296	社会参加推進事業	ヘレンケラー学院委託生事業	2,987	B									1	3	ヘレンケラー学院であんまマッサージ指圧師、針師、きゅう師となるのに必要な知識及び技能を習得に係る授業料及び教材費を負担する。	ク	視覚障害者に対する技能習得のために、引続き実施する。	0.1			1					障害福祉課	ク-1
297	社会参加推進事業	公衆FAX設置事業(緊急ファックスを含む)	449	C			1							2	聴覚障害者の公衆FAX(有料)を市内に6台設置することにより、聴覚障害者の通信手段を確保する。	ア	利用件数も少なく、利用価値及び費用対効果が極めて低い	0.1			1					障害福祉課	ア-1
298	社会参加推進事業	「おおぞら号」運行事業	2,600	B									1	5	埼玉県が行っているリフト付バス「おおぞら号」を提供する事業に対して、さいたま市内の障害者団体利用分について負担金を支払う。	ク	障害者団体の社会参加促進のため、引続き実施する。	0.1			1		1			障害福祉課	オ-5
299	社会参加推進事業	リフト付自動車貸出事業	7,200	C									1	3	外出困難な重度の身体障害者の方に、車いすに乗ったまま乗降できるリフト付自動車の貸出をおこなう事業。身体障害者手帳所持者で、部位別等級が下肢、体幹機能障害1～3級であり、外出の際に車いすが必要な方が対象。	ク	車いすを利用する身体障害者が車いすに乗ったまま乗降できるリフトカーは、他の手段では外出が困難な重度身体障害者の外出支援、社会参加の促進に役立つため、継続する。	0.2			1		1			障害福祉課	ク-1
300	社会参加推進事業	身体障害者運転免許取得費補助事業	1,200	C									1	4	自動車運転免許の取得により、収入の向上や就職等による更生が見込まれる身体障害者に対し、運転免許取得に要した費用の補助を行う。	ク	身体障害者の運転免許取得費用の一部を補助することで、社会参加の促進を図ることができるため、今後も継続して実施する。	0.1			1		1			障害福祉課	ク-1
301	社会参加推進事業	身体障害者自動車改造補助事業	1,750	C									1	4	身体障害者が就労・就学等の生業または自らの社会参加活動等のため、自動車の改造を行うことに対し、当該自動車の改造に係る費用の一部を助成する事業。	ク	身体障害者が自ら運転を行うことは、障害者の就労・就学、社会参加のために必要であり、運転が可能になるために不可欠な部分の改造を助成することは有意義であるため継続とする。	0.1			1		1			障害福祉課	ク-1
302	障害者スポーツ振興事業	障害者スポーツ・レクリエーション教室開催事業	900	C									1	3	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害者の体力増強・交流・余暇活動等に資するため、各種スポーツ・レクリエーション教室を開催する。	ク	スポーツを通じて障害者の社会参加向上のため、引続き実施する。	0.2			1					障害福祉課	ク-1
303	障害者スポーツ振興事業	全国障害者スポーツ大会事業	10,003	B									1	2	全国レベルの大会に参加することを通じて、障害者スポーツの競技力アップを図るとともに、障害者の社会参加の推進に寄与するために、全国障害者スポーツ大会に選手・役員を派遣する。	ク	スポーツを通じて障害者の社会参加向上のため、引続き実施する。	0.4			1		1			障害福祉課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3					
304	発達障害者支援体制整備事業	発達障害者支援体制整備事業	781	A											1	1	発達障害に対する乳幼児期からの早期発見、早期支援、学校教育における支援、就労、社会参加への支援など、各ライフステージに応じた一貫した支援体制を整備し、総合的な福祉の向上を図る。	ク	厚生労働省の定める事業実施要綱に沿って今後も事業を行う。	0.5				1				障害福祉課	ク-1	
305	心身障害者福祉手当給付事業	心身障害者福祉手当給付事業	872,321	C											1	4	在宅の障害者に手当を支給し、福祉の増進に寄与する。身体障害者手帳1～2級、療育手帳マルA～B、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかを所持するものは月額5,000円。身体障害者手帳3級、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれかを所持するものは月額2,500円。ただし障害者本人に市区町村民税課税相当の所得がある場合は支給停止とする。平成22年以降に65歳以上で障害者手帳を取得したもので、重度要介護高齢者手当を受給しているものは支給停止とする。障害児福祉手当又は特別障害者手当又は経過措置による福祉手当を受給しているものは、重度心身障害者(身体障害者手帳1～2級と療育手帳マルA～Aの両方を所持するもの)を除き、支給しない。	ク	在宅の障害者の生活支援に必要であるため、継続する。	1.0				1			1	障害福祉課	オ-5	
306	特別障害者手当等給付事業	特別障害者手当等給付事業	344,470	A											1	4	精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給し、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給し、昭和61年の改正時に旧法の福祉手当を受給しておりかつ引き続き受給する事由のあるものに経過措置による福祉手当を支給し、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	ク	重度障害児及び重度重複障害者に対し、所得保障のため、継続するべきである。	1.0				1			1	障害福祉課	ク-1	
307	難病見舞金等給付事業	難病患者見舞金支給事業	179,400	C												4	国・県・市が指定した特定疾患、小児慢性特定疾患等の受給者証の交付を受けている難病患者に、年額3万円の見舞金を支給する。	イ	障害者、高齢者を対象とした給付には所得制限があり、他の政令市でも同様事業が無いため、今後の検討が必要である。	0.2				1			1	障害福祉課	ケ	
308	難病見舞金等給付事業	難病患者手術見舞金支給事業	4,000	C												4	国・県・市が指定した特定疾患、小児慢性特定疾患等の受給者証の交付を受けている難病患者で、その難病を治癒するための手術を受けた者に対して5万円の見舞金を支給する。	イ	障害者、高齢者を対象とした給付には所得制限があり、他の政令市でも同様事業が無いため、今後の検討が必要である。	0.1				1			1	障害福祉課	ケ	
309	心身障害者扶養共済事業	心身障害者扶養共済事業	129,555	B											1	1	心身障害者を扶養している保護者が相互扶助の精神に基づき毎月一定の掛金を拠出し、保護者が死亡又は重度障害になった後に障害者に対し終身年金を支給し、心身障害者の将来に対して保護者の抱く不安の軽減を図る。	ク	全国一律で行なっている扶養共済制度なので今後も事業を継続していく。	0.3				1			1	障害福祉課	ク-1	
310	障害者施設管理運営事業	障害者施設管理運営事業(緊急施設修繕費)	4,626	C											1	3	指定管理者(平成17年度以前は業務委託)及び本市間の協定に基づき、50万円以下の修繕は指定管理者が行い、その他必要な修繕を市が実施している。修繕設備・箇所については、所管にて優先順位を定め、毎年度概ね3施設(設備・箇所)程度修繕している。施設運営に必要不可欠な機能を有する設備、不具合が生じた場合に施設運営及び利用者に直接不利益を生じる箇所を優先して修繕する。	ク	昭和48年から平成11年までに建設された計13施設を障害福祉課にて所管しており、全施設が指定管理者により運営されている。各障害者施設について、建築年数の経過に伴い、計画的な修繕による維持管理を進めていく必要がある。	0.2				1				1	障害福祉課	ク-1
311	障害者施設管理運営事業	障害者施設管理運営事業(公共建築物定期点検)	2,150	A											1	3	全公立施設を対象に、建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく定期点検(市有建築物)で、3年に1回建築物の点検、毎年度建築設備の点検を行う。	ク	建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき、建築物の点検及び建築設備の点検を継続的に行っていく必要がある。	0.2				1			1	障害福祉課	ク-1	
312	障害者施設管理運営事業	障害者施設管理運営事業(指定管理)	911,822	C											1	3	障害者が身近な地域で必要な障害福祉サービス事業を受けられるように、地域的なバランスを考慮して障害福祉サービス事業を展開する公設施設については、利用者との信頼関係の維持等管理運営の継続性が特に必要とされること、また市の出資法人等が持つ経験や能力を活用し、効率的、効果的な管理運営が図られることが見込まれること等から指定管理者にその管理運営を行わせる。	ク	平成22年度から平成26年度までの5年間は指定管理者による運営による。平成27年度以降の譲渡に関しては、公設施設の特性である障害者が身近な地域で必要な障害福祉サービス事業を受けられることを目的とした、地域的なバランスに基づく障害福祉サービス事業の展開を考慮し、慎重に検討していく。	0.2				1	1	1		1	障害福祉課	ク-1
313	障害者施設管理運営事業	障害者施設管理運営事業(賃借料)	9,880	C											1	1	さくら草学園、杉の子園等の障害者施設の土地借受に係る借地料である。	ク	障害者(児)施設の用地として、市が民間から借りている土地の賃借料であり、今後も地域のバランスに配慮した安定的な施設運営を行っていくうえで、必要となるものである。	0.2				1			1	障害福祉課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
314	障害者施設整備事業	(仮称)春野地区障害児通園施設整備事業	337,239	C								1	2	市内在住の障害児が、医療やその発達を促す訓練、生活の中で保育、指導等の適切な療育を身近な地域で受けられるよう、見沼区春野地区に障害児通園施設を設置し、障害の早期発見・早期療育の体制強化を進める。事業体系としては、障害者自立支援法上の児童デイサービス事業所を想定している。	キ	平成22年度中に工事が終了するため。	0.8			1		1		障害福祉課	キ-1	
315	障害者施設整備事業	障害者施設整備事業	388,075	C								1	4	本市障害者総合支援計画に基づいて社会福祉法人等が運営又は新設する障害福祉サービス事業所等の施設整備にあたり、整備費の一部を補助する。	ク	障害者自立支援法に基づく障害福祉計画(障害者総合支援計画)の策定にあたり、本市において必要な障害福祉サービス事業の見込量を踏まえた障害福祉サービス提供基盤の整備を図る。	0.2			1		1		障害福祉課	ク-1	
316	障害者施設整備事業	みずき園増築改修工事事業	5,500	C								1	3	医療的ケアを必要とする重症心身障害者について、支援のノウハウ、実績のあるみずき園の増築改修工事を行うことで、定員(受入人数)の増加を図る。	ク	平成22年度に増築改修工事に必要な設計、地質調査を実施し、平成23年度に工事を実施予定である。平成23年度に予定される工事の完了をもって、事業の終了とする。	0.2			1			障害福祉課	キ-2		
317	障害者施設整備事業	障害者就労訓練設備等整備事業(設備整備事業)	5,000	C								1	4	障害者自立支援法に基づく就労移行支援等の事業に移行する法人に対し、必要となる設備整備等に要する経費を補助することにより、法に基づく障害福祉サービス事業所への円滑な移行を図る。知的障害者福祉法等の法律に基づき設置された施設から、障害福祉サービス事業所へ移行した場合は500万円、法律に基づかない無認可の小規模作業所から障害福祉サービス事業所へ移行した場合は200万円までの補助金が交付される。	ク	国庫補助率100%の補助事業であり、市の財政に負担がかからないため事業を継続すべきである。	0.1			1		1		障害福祉課	ク-1	
318	障害者施設整備事業	社会福祉施設等耐震化等整備事業	4,692	C								1	3	災害弱者が入所する社会福祉施設等の安全性を確保するため、対象施設が実施する耐震化及びスプリンクラー等の整備に対して、補助金を交付する。	ク	埼玉県基金事業として平成23年度末まで実施される事業であることから、平成23年度末をもって事業を終了する見込みである。	0.2			1		1		障害福祉課	キ-2	
319	国民健康保険事業	国民健康保険事業	103,721,000	A								1	2	国保加入者が病気やケガをした場合に給付(病院等で患者さんが支払う自己負担を除く費用の支払い)を行ったり、国保加入者が子どもを産んだり死亡した場合に一時金を支給する。また、特定健診(メタボ健診)など、国保加入者の健康の保持増進に役立つ事業を行う。	ク	国民健康保険事業は法令により市町村に実施が義務付けられている。支出については、保険給付費や各種拠出金・納付金等その算出方法が法令で決められており、市の裁量の余地はない。したがって、市の努力によって対応できる国保税の徴収強化や加入者の健康管理を図り、保険給付費などの支出の増加を抑え、国保財政の安定化に努める。	106.0	0.0	0.0	1		1		国民健康保険課	ク-1	
320	国民健康保険事業特別会計繰出金	国民健康保険事業特別会計繰出金	10,726,419	A								1	1	国民健康保険事業を行うに当たっての事務経費、人件費、出産育児一時金の費用の一部など法令で定められた金額を一般会計から国民健康保険事業特別会計に支出している。また、国民健康保険事業を行うための支出は、国保税、国・県からの補助金などで賄っているが、高齢化の進展に伴い医療費が伸び続けているため、さらに一般会計から国民健康保険事業特別会計に支出している。	ク	国民健康保険事業の収入の基本は国保税であるので、国保税の徴収体制を強化して収入の確保に努める。また、支出については、そのほとんどを保険給付費(患者さんが病院等で支払う自己負担を除いた費用)が占めているので、特定健診(メタボ健診)などを多くの国保加入者に受診していただき、健康管理を図ることで支出の増加を抑えるように努める。このようなことを行っていくことで、一般会計から国民健康保険事業特別会計に支出している繰出金を減らしていくように努める。	0.0	0.0	0.0	1				国民健康保険課	ク-1	
321	高額療養費資金貸付事業	高額療養費資金貸付事業	5,000	C	1								1	さいたま市国民健康保険の被保険者が国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2に規定する高額療養費の支給対象となる療養を受けた場合で、当該被保険者の属する世帯の世帯主の資金のみでは当該療養に係る医療費の支払が困難である場合に、当該被保険者に係る療養に必要な資金(当該療養について支給が見込まれる高額療養費の額の10分の9以内とし、1,000円未満の額はこれを切り捨てるものとする。)を当該世帯主に貸し付ける。利子は付さない。	ク	限度額適用認定証や、高額療養費受領委任払制度を利用すれば、高額療養費が市から医療機関へ直接支払われるため、貸付を受けるのとほぼ同様の効果を受けることができる。ただし、限度額適用認定証が使えない通院分や、受領委任払制度が使えない医療機関を受診した場合、また、こうした制度を利用せずに医療費を支払い生活が困窮した場合には、代替手段がない。また、事務にかかる費用は受付時にかかる職員人件費のみであり軽微であり、費用対効果も高いため、制度は存続維持したい。	0.0	0.0	0.0	1				国民健康保険課	ク-1	
322	出産費資金貸付事業	出産費資金貸付事業	49,500	C	1								1	さいたま市国民健康保険条例(平成13年さいたま市条例第185号)第6条の規定による出産育児一時金の支給を受けることが見込まれるさいたま市国民健康保険の被保険者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第9条第6項に規定する被保険者資格証明書を交付されている者を除く。)の出産に要する費用を支払うために必要な資金(出産育児一時金支給見込額の10分の8以内とし、1万円未満の額はこれを切り捨てるものとする。)を、被保険者の属する世帯の世帯主に貸し付ける。利子は付さない。	ク	出産育児一時金直接払制度が開始され、貸付利用件数は前年比6割程度に減少した。しかし、制度が時限措置であることや、直接払制度が完全に産科医療機関に浸透していないため、出産予定者にとって、出産費用を前もって工面できる本制度の需要は根強く、廃止した場合の市民生活への影響は大きい。また、貸付金は、出産育児一時金で清算されるため、かかるコストは、受付回収時の職員人件費のみであり、費用対効果は大きい。したがって、本制度は廃止すべきでなく、継続維持していくべきである。	0.2	0.0	0.0	1				国民健康保険課	ク-1	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該当 なし	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3		
323	在日外国人障害者等福祉手当給付事業	在日外国人障害者等福祉手当給付事業	1,502	C	1		1		1	1		1	1	1	1	1						46.0	11.0	1			1	年金医療課	オ-5
324	在日外国人高齢者等福祉手当給付事業	在日外国人高齢者等福祉手当給付事業	2,841	C	1		1		1	1		1	1	1	1	1						46.0	11.0	1			1	年金医療課	オ-5
325	国民年金事業	国民年金事業	34,200	A																		46.0	11.0	1				年金医療課	ク-1
326	福祉医療管理事務事業	福祉医療管理事務事業	436,665	C																		58.0		1				年金医療課	ケ
327	心身障害者医療給付事業	心身障害者医療給付事業	3,777,518	C																		9.2	1.6	1			1	年金医療課	ケ
328	子育て支援医療費助成事業	子育て支援医療費助成事業	4,062,777	C																		9.6	5.4	1			1	年金医療課	ケ
329	ひとり親家庭等医療費支給事業	ひとり親家庭等医療費支給事業	419,568	C																		10.0	1.6	1			1	年金医療課	ケ
330	後期高齢者保健事業	後期高齢者保健事業	298,717	A																		12.0		1				年金医療課	ク-1
331	後期高齢者医療事業(特別会計)	後期高齢者医療事業(特別会計)	15,849,000	A																		15.0		1				年金医療課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性				担当課	行革本部 の見解							
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	該当 なし	方向 性	見直し内容									
																		正 規			再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3	
332	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	7,030,658	A									1	4	後期高齢者医療事業における事務費及び市負担分医療費等を一般会計から繰入れる。	ク	高齢者の医療の確保に関する法律及び埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、実施している事業であり、今後も継続することにより、後期高齢者医療制度の運営の安定を図るものである。なお現行の制度は平成24年度をもって終了し、平成25年度からは新しい保険制度に移行する予定のため、平成25年度以降は精算業務のみとなり縮小となる予定である。	15.0				1				年金医療課	ク-1
333	老人保健事業特別会計繰出金	老人保健事業特別会計繰出金	14,209	A									1	2	老人保健制度(平成20年3月診療以前)の受給者にたいして適切な医療の確保のため医療費の給付や支給を行います。	イ	老人保健制度は平成20年3月末をもって終了いたしました。現在は平成20年3月診療分までの医療費について、請求遅れ分に対して事務を行っております。しかしながら現物分は平成23年3月の請求で時効となり、現金分につきましても平成24年2月請求を最後に時効となります。事務を行った翌年度に実績報告をし、国・県・診療報酬支払基金とそれぞれの負担割合に応じて精算を行います。現在も請求遅れ分に対しての事務であり、平成25年度以降は医療費の支出が無いため、事業は縮小されます。	1.0				1				年金医療課	キ-2
334	老人医療助成事業	老人医療助成事業	276	C									1	1	受給者(昭和9年1月2日から昭和10年12月31日までに生まれた方)に対し、その受給者にかかる医療保険各法に基づく一部負担金から老人保健法に規定する一部負担金(1割)を控除した額を支給するものです。なお、現在はすべての受給者が後期高齢者医療制度の適用となっており、平成17年12月診療分以前の請求遅れ分に対し、医療費を支給しております。	キ	老人保健助成事業にかかる医療費の請求時効は5年であり、平成17年12月診療の時効が平成22年度中に訪れるため、今年度が事業最終年度である。	0.1				1		1	年金医療課	キ-2	
335	障害者更生相談センター管理運営事業	知的障害者更生相談事業	1,424	A									1	1	知的障害者の療育手帳(みどりの手帳)に関する障害程度の判定、障害福祉関係職員向け専門研修の実施等。	カ	知的障害者に対する更生相談事業に関しては、法で規定されている業務であり、廃止、凍結、縮小、統廃合、移管、終了はできない。しかしながら、医師はすべて嘱託とし、人件費の抑制を推進している。また現状においても、提出書類の簡素化、ケースファイルの共有化、各種マニュアルの作成等、事務の簡素化を実施してきている。今後も引き続きコストを削減しながら、スタッフの強化を図った上で、施設等のニーズに応じた訪問相談業務を拡大実施していきたい。	4.5	0.0	0.0	1		1		障害者更生相談センター	ク-1	
336	障害者更生相談センター管理運営事業	身体障害者更生相談事業	4,458	A									1	1	補装具(義手、義足、車いす、補聴器等)の費用支給に際して、その処方、仮合せ、適合判定の実施、および更生医療(障害部位に対する手術等により、障害を軽減し、生活上の便宜を増すことを目的とした医療)の判定、障害福祉関係職員向け専門研修の実施等。	ク	身体障害者に対する更生相談業務に関しては、法で規定されている業務であり、廃止、凍結、縮小、統廃合、移管、終了はできない。しかしながら、医師や一部専門職を嘱託とし、人件費の抑制を推進している。また現状においても、書類の簡素化、各種マニュアルの作成等、事務の簡素化を実施してきており、引き続きコスト削減を図りながら事業を継続実施していく。	6.5	0.0	0.0	1		1		障害者更生相談センター	ク-1	
337	障害者更生相談センター管理運営事業	障害者手帳認定、交付事業	1,775	A									1	1	身体障害者手帳の認定・交付事務および療育手帳の交付事務	ク	障害者手帳の認定交付事務は、法で規定されている業務であり、廃止、凍結、縮小、統廃合、移管、終了はできない。現状では、事務の効率化を図るため、認定診断書の記載マニュアル等を作成し、コスト削減に努めている。	3.0	0.0	0.0	1		1		障害者更生相談センター	ク-1	
338	障害者総合支援センター維持管理事業	障害者総合支援センター維持管理事業	30,100	C									1	2	市所有の障害者総合支援センターについて、障害者による利用を目的としている建物であるため、障害者にとって利用しやすい施設として、建物及び敷地の維持管理を行う。また、障害者総合支援センター用地を含む金剛製作所跡地の地下水汚染について、モニタリング調査を行う。	ク	障害者総合支援センターを利用する市民の方々にとって、利用者の立場を考慮し、さらに安全等に配慮した庁舎の維持管理、運営を行っている。	1.5				1	1	1	障害者総合支援センター	ク-1	
339	障害者総合支援センター障害者支援事業	障害者生活・社会参加支援事業	3,120	C									1	2	障害者が地域で安心して自立した生活を営むことができるよう、また、就労に必要となる生活基盤の支援を行うため、事業所、障害者施設、特別支援学校(養護学校)、各区の障害者生活支援センター等の関係機関と連携しながら、障害者向けの講座や支援者向けの講座を開催し、生活支援・社会参加支援を総合的に行う。	ク	障害者の社会参加の機会には十分とは言えず、行政自ら周知を含めた社会参加及び生活支援の機会を創造することは責務である。また、障害者手帳等による枠にとらわれず、民間を含めた関係機関との連携の拠点として、総合的に障害者の支援を行う必要がある。	1.5				1			障害者総合支援センター	ク-1	
340	障害者職業能力開発プロモート事業	障害者職業能力開発プロモート事業	4,252	C									1	1	平成18年度より政令市を委託先として実施されている国のモデル事業であり、障害者職業能力開発基盤の形成や、就労に関して、障害者本人や支援者、企業に対する相談支援を行うとともに、県と連携した障害者委託訓練事業を推進する。今年度より、都道府県も含んだプロポーザル方式に変更されたが、委託先として決定している。	ク	障害者のみならず、家族、学校、施設、企業等への働きかけにより、実習先の開拓や委託訓練利用者が事業実施前に比べ、確実に増えている。就労支援と併せて実施することで効果が上がっており、事業の継続が必要である。	0.5		1.0	1				障害者総合支援センター	ク-1	
341	障害者総合支援センター障害者支援事業	障害者就労支援事業	33,041	C									1	2	障害者の一般就労を促進するため、関係機関と連携した生活支援及び実習や訓練、研修など個別の障害特性に考慮した事業を実施している。また、企業を訪問し障害者の職場開拓をすすめ、就職後はジョブコーチ支援により職場定着を図る。併せて就労した障害者の離職予防事業まで一貫して行い、企業で働きたいという意欲を持った障害者を支援する。	カ	発達障害者に対する就労支援や、早期からの就労準備のために家族への働きかけを行うなどの課題はあるが、行政が直接行うことのメリットを最大限に生かし、就労支援効果が出ているため、引き続き市が直営のまま事業を行う。	4.2		5.0	1				障害者総合支援センター	ク-1	

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)			(5)	(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2	附 表 3
342	障害者総合支援センター障害者支援事業	授産活動支援事業	939	C									1	1	市内80ヵ所以上の障害者施設(就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等)で、企業等で働くための訓練を目的とした障害者や企業等で働くことが困難な障害者が通い授産活動(福祉的就労)が行われている。施設で働く障害者の賃金増加を目的として、これらの授産製品の品質向上と市民への周知を図る。そのため、企業から発注される仕事の開拓、授産製品見本市の開催、授産支援アドバイザー派遣、製品開発・広報等の研修会開催等を実施する。	ク	授産活動支援により、施設就労する障害者が地域で自立した生活を送るためには、賃金アップが必要であり、そのため、継続した支援が必要である。	0.3				1				障害者総合支援センター	ク-1
343	発達障害者支援センター運営事業	相談支援事業	2,351	C									1	1	発達障害者及び家族、支援者等からの相談に応じ、各種情報提供や、指導助言を行う。特に18歳以上については、アセスメントを行い、発達障害者に特有な諸問題への対応や、就労、社会参加に向けた継続的な相談支援を行う。	カ	他の発達障害者支援センターの動向を見ても、発達障害の相談件数は年々増加し、処遇困難な事例も増えている。相談数に対する対応だけでなく、職員は専門的研修への参加で相談支援技術を磨き、発達障害に視点を置いた支援方法の確立や、関係機関のコンサルテーションなど、専門性の高い相談支援を習得していく。	2.6				1	1	障害者総合支援センター	ク-1		
344	発達障害者支援センター運営事業	連絡協議会	125	C									1	1	さいたま市の発達障害者(児)の状況に関する情報を共有し、発達障害者(児)への総合的なサービスの提供、緊急時等における迅速かつ的確な対応等の必要な支援に関する検討を行うことを目的とし、(1)発達障害者(児)の実態、(2)各関係施設及び関係機関の役割、(3)発達障害者(児)の適切な支援のあり方、(4)関係施設及び関係機関の効率的な連携のあり方、(5)具体的な事例検討等について協議する。	ク	発達障害者支援センターの開設により、さいたま市の発達障害者支援の課題となっていた、成人期の発達障害者の実態把握と相談支援が行えるようになった。事例などを通して各関係機関と情報を共有し、乳幼児から成人期までの発達障害者やその家族への具体的な支援のあり方を検討していく。	0.2				1		障害者総合支援センター	ク-1		
345	発達障害者支援センター運営事業	普及・啓発事業	669	C									1	1	講演会や研修の開催、パンフレットの配布などをとおして、発達障害やその支援について関係機関や市民の理解の促進に努める。	カ	相談支援の充実と共に、そこで積上げた経験等を、関係施設及び関係機関等に対して伝えていくことで、発達障害への理解やその支援が進んでいく。専門家や実践者を講師に招いた研修、センター職員による研修の実施、障害特性について分かりやすく伝えるパンフレットの作成・配布など、発達障害者専門相談機関として、充実させていく必要がある。	0.2				1		障害者総合支援センター	ク-1		

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 保健福祉局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実 施 方 法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2
346	病院事業(さいたま市立病院)	病院事業	13,219,000	C	1	1	1						さいたま市立病院は、昭和28年の開設以来、地域の基幹病院として急性期医療を担うとともに、市内の医療機関と連携を図りながら、市民の皆様が必要な医療が受けられるような機能と役割を持った信頼される病院を目指して運営している。診療標榜科目は20科、病床数は567床である。また、埼玉県地域保健医療計画(第5次)に基づき、救急、小児、周産期などの不採算・特殊部門に係る医療を提供している。	オ	さいたま市立病院では、市民の健康を守るため、市唯一の公立病院として、安定的に医師、看護師の確保に努めるとともに、健全経営を確保するため、さらなる業務委託の検討や医療費の適正な請求等によりコスト削減と収入の確保を徹底し、また適正な物品管理を行い、事務の改善を図る。	644.0	3.5	126.1	1				市立病院経営部財務課	ケ

